

官報

平成二十六年五月二十八日

○第百八十六回 参議院會議録第二十五号

平成二十六年五月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成二十六年五月二十八日

午前十時開議

第一 平成二十三年度一般会計東日本大震災復興・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第二 平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第三 平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第四 平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第五 平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第六 平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第七 平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第八 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第九 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

第一〇 平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

第一一 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。

○本日の会議に付した案件
一、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(趣旨説明)

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じて国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣(稲田朋美君) 御異議ないと認めます。国務大臣(稲田朋美君) 御異議ないと認めます。国務大臣(稲田朋美君) 御異議ないと認めます。

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会に代わり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣(稲田朋美君) 御異議ないと認めます。国務大臣(稲田朋美君) 御異議ないと認めます。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する

議事日程追加の件 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成二十六年五月二十八日 参議院會議録第二十五号

議事日程追加の件 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

る指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができ、その職務権限を強化すること、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与の在り方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができるとしてあります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、主務大臣は、独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用にも努めなければならないものとするなど、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする旨の修正が行われております。

以上が本法律案の趣旨でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、日本司法支援センター及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときの措置について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対する修正と同様の修正が行われております。

以上が本法律案の趣旨でございます。(拍手)
○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小西洋之君。

(小西洋之君登壇、拍手)
○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私は、会派を代表して、議題となりました二法案について、これらの適正執行の前提となる安倍内閣の法の支配等に係る資質の観点も含め質問をいたします。

本法案は、平成二十年の福田内閣による法案、そして事業仕分の観点等による抜本的な見直しを講じた民主党野田内閣による、通称平成二十四年法案のそれぞれが衆院解散により廃案となり、その後、第二次安倍内閣での検討を経て再提出をされたものでございます。

こうした経緯を踏まえつつ、本法案の中身を見ると、業務の特性に着目して法人を類型化し、それに応じた目標設定や評価システムを設けることなど、改革の主要な部分は平成二十四年法案の内容が踏襲されており、全体としては評価できるものと考えております。

しかし、詳細を検討すると、平成二十四年法案からは本来の国民本位の改革という趣旨が後退

し、あるいはその実現が危ぶまれる点が多々あるものと言わざるを得ません。

その第一が、法人の統廃合の在り方です。平成二十四年の野田内閣での閣議決定では、雇用の確保に十分配慮しつつも、独法を百二から六十五法人まで再編することとしていたのに対し、昨年十二月の安倍内閣の閣議決定では、これらが八十七法人までの再編にとどまっております。

本法案は、平成二十四年法案の内容とほとんど同じなのに、それに伴う全体の再編の姿がこれほど大きく違うのは一体なぜでしょうか。国民本位ではなく、天下りポストなどのお役所本位、あるいは安倍政権の基本的政治姿勢である国家本位のためでないならば、その違いの具体的な理由を、内閣を代表する立場として、菅官房長官にお答えいただきたいと思っております。

さらに、本法案を検討してみると、平成二十四年法案に措置していた役員の原則公募の定めが入っておりません。この公募については、いわゆる官僚たたくきではなく、幅広く社会全体に有為な人材を求め、法人経営の改革を図る非常に重要な制度であったはずでございます。

この点、衆議院提出段階の法案が、公募を単なる例示に格下げし、かつ、義務規定を努力規定に格下げするという平成二十四年法案よりも二段階も後退した内容であったところ、民主党を中心とする与野党協議の結果、条文修正に至ったところですが、

しかし、この修正は、主務大臣は公募の活用にも努め、そして、公募によらない場合には他の必要な措置を講ずるという、まるでどっち付かずの規定であり、民主党政権での国民本位の改革の趣旨が担保されたものか、大いなる疑問を禁じ得ません。

そこで、福田行政担当大臣に伺います。この衆院での修正の趣旨は、主務大臣は、まず

が実行できない場合は、その理由等について国民への説明責任を全うしなければならないという意味であると解してよろしいでしょうか。役員公募の実績等も示していたら、だきつつ、担当大臣より明確な答弁を求めます。

また、法人の長の任命に当たっては、福田内閣及び野田内閣の法案では内閣の承認手続を措置しておりましたが、今回の法案では、この主務大臣の独善、偏向を排し、公正な人選を確保するための仕組みが存在しません。

この点、昨年のNHKの経営委員人事において、放送法上の唯一の任命権者である安倍総理の任命行為により、安部法制懇の委員である岡崎久彦氏との共著において、日本国憲法というものが日本の近代史における最大の汚点であると主張する長谷川三千子氏などのお友達が任命され、その代わりに、東日本大震災の最大の被災地である東北地方を代表する経営委員が戦後初めて空席となる、被災地切り捨ての、断じて許すことのできない事態が生じております。

こうした安倍内閣の政治任用の実態を踏まえつつ、今回の法案では、主務大臣の任命の適正確保のための内閣の承認手続を削除した理由について稲田行政担当大臣の御見解をお伺いいたします。

続いて、本法案における重要な改革である独法のガバナンス強化について、同じく国民本位の改革の後退の観点から質疑いたします。

第一に、各省に設置されていた評価委員会を廃止した場合、実際の評価作業は各省の独法担当職員が担うことになるかと考えられますが、いわゆる身内意識による手抜き、お手盛り評価の危険性をいかなる具体的措置により排除するのか、稲田行政担当大臣の御見解をお伺いいたします。

第二に、業務報告書への法令遵守等の体制の記載とともに、監事による不正事実の報告義務が措置されましたが、今般の厚労省所管法人の入札事案からも危惧されるように、実務上の報告窓口である各省の独法担当職員による隠蔽等の危険はな

争の惨禍から永久に国民自身を守るために、そのことを目的として、国民主権原理を憲法に採用したことを意味します。すなわち、憲法九条の内閣による解釈改憲は、憲法第九十九条の憲法の尊重擁護義務に違反するのみならず、この憲法前文の恒久平和主義に立脚した国民主権原理を否定する憲法違反行為そのものであり、まさに立憲主義そのものを否定する空前絶後の暴行でございます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、閣議決定はもちろん、この本会議場で議決する自衛隊法改正等の法律によっても、なお奪うことのできない自衛隊員や国民のかけがえのない命がある、それを決めることができるのは、主権者国民の国民投票による憲法改正ではない。

このまさに立憲主義の原理そのものを破壊しようとする安倍政権の、一部識者の弁によれば政治的クーデターともいふべき過ちから国民を守り、その国民の擁護者として、今こそ我々良識の府たる参議院の存在意義とその真価が問われておりますことを、本法案審議の前提の観点を深く深く込めながら、改めて更に深く深く皆様にお願ひ、お訴え申し上げまして、私の質疑とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣稲田朋美君登壇、拍手〕

○国務大臣(稲田朋美君) 役員任命に係る公募についてのお尋ねがありました。

御指摘の公募は、手続として透明性が高いという長所がありますが、これまで閣議決定に基づき百九十四ポストの公募を実施したところ、応募者に適任者が不在で再公募を要した場合などが約一割あることや、任命権者自らの発意による主導的人事になじみにくいといった面もあると考えております。

そのため、独法役員の任命に当たり、最適な人材を確保するための最適な方法の選択は任命権者の責任で行われるべきであるとの考えから、政府提出法案では、原則公募という義務付けではな

く、公募を適任者を得るための選択肢の一つと位置付けたものです。

衆議院における修正は、独法の長及び監事の任命に際し、公募を活用すべきか、まずは検討することを求めているものと理解しております。また、主務大臣が最適な人材を登用する上で公募によらないとした場合、どのように透明性を確保していくかについては、国会での御審議等を踏まえ、今後検討してまいります。

独法の長の任命に係る内閣承認に関するお尋ねがありました。独立行政法人は、主務大臣から与えられた政策目標を達成するための実施機能を担うものであり、その長に適任者を確保する責任及び権限は、政策責任者たる主務大臣に存するものと考えております。このため、本法律案では、主務大臣の人事権を尊重し、内閣の意思決定である内閣承認を得ることは要しないこととしたものです。

評価のお手盛り防止の措置についてお尋ねがありました。

今回の法案では、新たに業績評価に関する基本的なルールを総務省に設置する独法評価委員会の意見を聴いた上で総務大臣が指針として策定することとし、主務大臣はこの指針に基づき評価を行うこととしております。また、独法評価委員会が主務大臣の中期目標期間の業績評価結果について意見を述べるとともに、毎年度の評価が著しく不適正な場合には委員会が意見を述べられることとしております。さらに、総務省の行政評価・監視の対象に独法を追加することとしております。

こうした仕組みにより、主務大臣の適正な評価を確保することができると認識しております。独法における不正事実の報告とその対応についてお尋ねがありました。

不正行為等の報告先について、衆議院内閣委員会において、法人の役職員は、不正行為や法令違反等の事実があると認めるときは、直ちに監事に報告することを業務方法書に記載する旨の附帯決

議が付されております。

これを踏まえ、各法人に一定程度共通する事項を業務方法書にどのように定めるかについては、独法制度を所管する総務省を中心に対応を検討してまいります。

また、不正行為等が発覚した場合の監事から主務大臣への報告や、主務大臣から法人への是正等の命令は、一義的には不正行為等の是正を目的とするものですが、情報開示についても、公的組織として説明責任を果たすという観点から、各主務大臣や各法人において適切な対応が図られるべきものと考えます。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅義偉君) 法人の再編についてお尋ねがありました。

独立行政法人については、スリム化を図りつつ、国民の皆さんに質の高い行政サービスをお届けすることが極めて重要であります。民主党政権下の独法改革は、独立行政法人制度を行政法人制度に置き換えるとともに、特殊法人化、国移管、大規模の統合等により法人数を減らしたものと承知をいたしております。

一方、現政権は、独法制度が本来の趣旨にのっとり機能するよう制度改革を行うとともに、組織の見直しを行うについても、各法人をできるだけ独法として維持した上で、政策実施機能の向上に資する統廃合等を行うこととした結果、再編後の法人数は八十七となったものであります。

独法通則法改正案成立後の適正執行についてお尋ねがありました。

政府が日々の行政を実施していくに当たり、法律に基づき適正に執行を図ることは当然のことであり、議員が御指摘のような懸念は全く当たらないと考えます。

今般の独法改革は、国民に対し説明責任を果たし、より効率的で質の高い行政サービスの実現を目指すものであります。国民の視線を念頭に置きつつ、本改革を着実に実行し、新たな制度、組織

の下で、各法人がその政策実施機能を十分に発揮し、独法に対する国民の信頼、理解が一層深まるよう努めてまいります。

憲法解釈と国会審議についてお尋ねがありました。

御指摘の参議院の本会議決議は承知をいたしておりますが、いずれにしても、行政府が日々の権限の行使を行うに当たり、その前提として、憲法を適正に解釈することは当然必要なことであります。このような行政府としての憲法解釈は、最終的に憲法第六十五条に基づく行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うものでもありません。

集団的自衛権等に関する問題については、これまでも国民の代表である国会において御議論をいただき、政府としても丁寧に説明に努めてきたところであります。現在、与党協議が進められており、その結果に基づき、政府としての対応を協議をし、憲法解釈の変更が必要と判断されれば閣議決定をしていく考えであります。

その上で、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りすることになりますが、そこでもしつかりと議論をさせていただきたいと考えます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 河野義博君。

〔河野義博君登壇、拍手〕

○河野義博君 公明党の河野義博です。

私は、ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、自民党、公明党を代表して質問いたします。

独立行政法人制度は、平成十三年に、民間の経営手法を活用して国の政策を効率的、効果的に実施することを目的に創設されました。しかし、独立行政法人が何をしているのか国民に分かりづらい、さらには、制度の運用が硬直的で効率的な運

官ができていないのではないかとといった様々な問題点が指摘されたことから、制度並びに組織全般にわたる改革の検討がなされてきました。

公明党は、昨年十二月、党独法・特会改革委員会として稲田担当大臣に独立行政法人改革に関する提言を届け、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため抜本的な改革を進めるよう求めました。その後、公明党の主張が反映された新たな政府方針が示され、この度の法案改正は、その具体的な前進を図るものであると評価しております。

そこで、まず稲田大臣に、これまでの改革の評価を含め、今後の独立行政法人改革に向けた政府の基本方針を伺います。

次に、独立行政法人の見える化の推進に関して伺います。

政府は、その基本方針において、透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形で情報公開の充実、すなわち、見える化を促進するとの方針を示しました。

そもそも、独立行政法人は国民の税金により運営される機関である以上、適切かつ効率的な業務運営に努める義務があることは言うまでもありません。その上で、国民の信頼と納得を得るため、法人の業務、財務情報の積極的な開示、また主務大臣の目標設定、評価のプロセスなどを通じて分かりやすい見える化が今後求められると考えますが、具体的な取組方針について稲田大臣の見解を求めます。

評価制度について伺います。

今回の改正により、主務大臣を主体とする目標、評価の一貫性のあるPDCAサイクルが構築されることとなります。一方で、各主務官庁の役割を拡大することは、客観性を欠いたいわゆるお手盛りの評価になってしまうのではないかとこの厳しい指摘もあります。このような懸念を払拭するため、例えば目標設定や業績評価の検討過程を明らかにできるように、有識者を含むチームを設け、

公開の議論を行うなど、国民に見える運用を各省庁が自発的に行うよう促すべきと考えますが、稲田大臣の見解を求めます。

さらに、総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会の委員は総務大臣が任命することになります。主務大臣による目標案や評価結果などをチェックする非常に重要な委員会となりますが、そのふさわしい委員の人物像、評価委員会の運営体制や期待される役割について、そして総務大臣としての趣旨は何か、稲田大臣に伺います。

総務大臣に伺います。

今申し上げた目標、評価の仕組みについて、総務大臣がその在り方を示す指針、言わば政府統一のルールを策定されることとなっております。各法人の役割を明確に位置付け、国民の視点に立つた達成度が明確に評価できる目標設定となることが重要であると考えます。指針策定について、その方向性並びに内容についてどのように取り組もうとされているのか、総務大臣の見解を求めます。

次に、管理会計の導入について伺います。多くの民間企業の成功や破綻の原因はマネジメントの巧拙にあると言われております。優良な民間企業においてはほぼ例外なく管理会計が導入されていますが、独立行政法人では管理会計がほとんど導入されていません。このことが業務運営の適正化、効率化が十分でなかった一因であると指摘されております。

そこで、独立行政法人においても、目標、評価の客観性を担保するためにも、事業別のコスト算出を可能にする管理会計を導入し、マネジメントの高度化を図ることを原則とすべきと考えます。管理会計の導入促進に当たっては何らかのインセンティブを与えるべきかとも考えますが、稲田大臣の見解を伺います。

ガバナンスの強化について伺います。本改正案では、監事及び会計監査人の調査権限が明確化され、役員の上不正行為の主務大臣への報告義務規定や、役員、会計監査人から監事への報告義務規定が設けられるなど、監査機能の強化が図られています。しかし、これらの規定は民間企業や社団法人では当たり前のことで、本改正でようやく独立行政法人がそれに追いつくということになります。

監査機能の実効性を担保するためには、監査に関する指針の整備や、監事と会計監査人、第三者機関等との連携強化、そして監事スタッフの配置など、具体的な運用上の取組を早急に進めることが重要と考えますが、稲田大臣の見解を求めます。

さらに、法人の規模は、職員数が数十人から数万人、予算では数億円から数兆円というように、まさに千差万別です。こうした法人の規模や特性に応じ、例えば監事、会計監査人に加え、外部の専門家も含めた経営に関する委員会を設置するなど、独立行政法人独自のガバナンス強化の取組も促すべきと考えますが、稲田大臣の見解を求めます。

最後に、今回の法改正により、独立行政法人改革が一歩前進しますが、不断のチェック機能が働かなければ形式だけとなってしまいます。今後、政令や省令など細部にわたる規定を定め、実施状況をきめ細やかにチェックしていくことが肝要です。国民に分かりやすい独立行政法人制度の見える化を更に強化して、改革が真に国民に役に立ったと言えるものとなるよう全力で取り組むことを固くお誓いし、私の質問を終わります。

(拍手)
〔国務大臣稲田朋美登壇、拍手〕
○国務大臣 稲田朋美君 改革に向けた基本姿勢に関するお尋ねがありました。

独立行政法人は、効率的で質の高い行政の実現に大きく貢献してきましたが、一律の制度適用により、政策実施機能が十分発揮されていない、目標、評価の適切なPDCAサイクルを確立できていないなどの問題も指摘されてきたところで、

これらの指摘を踏まえ、与党とも十分協議し、今般、独法制度を維持し、制度本来の趣旨にのっとり、法人の政策実施機能の最大化、官の肥大化防止、スリム化を図る観点から、制度、組織両面で抜本的に見直すこととしております。

独法改革は、第一次安倍内閣以来の課題でありましたが、二度にわたる法案が廃案となっていたことから、今回の法案の成立に向け全力を挙げて取り組み、集大成となる改革の実現を期してまいります。

法人の業務、財務情報等の見える化についてお尋ねがありました。

法人運営の透明化を向上させるためには、国民に分かりやすい見える化を推進することが重要であると認識しております。

従来から、財務諸表、事業報告書、中期目標、業績評価の結果等を公表してまいりましたが、さらに、今般の改革により、各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付公表する、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について毎年度公表するなどの情報公開を充実することとしており、より一層見える化を推進してまいります。

評価制度についてのお尋ねがありました。今般の法改正においては、目標設定、評価の基本的なルールとなる指針を総務省に設置する独法評価制度委員会の意見を聴いて総務大臣が策定し、これに基づき、主務大臣が目標設定、評価を実施することとしております。また、独法評価制度委員会が、主務大臣の中期目標の目標案、業績評価結果について第三者の視点からチェックする仕組みとしており、これらの取組を通じて客観性、透明性を確保することとしております。

このような取組を前提としつつ、各府省における検討過程についても透明性を確保していくことは重要であり、例えば、必要に応じて有識者の会議を活用するなど、自発的に国民に見える運用を行っていくことが重要と考えています。

独法評価制度委員会についてお尋ねがありました。

本委員会は、主務大臣による中期目標の設定、業績評価、法人の業務及び組織の見直しが適正なものとなるよう、これらを第三者の視点からチェックする重要な役割を担うこととしております。このため、委員には、評価、財務、会計、法律などの横断的分野の専門家、研究開発などの法人業務に詳しい専門家など、各分野の優れた識見を有する方に就任していただくことが必要と考えております。

こうした重責を果たせる優れた人材を政府全体の見地から委員として選任することや、法人の業務及び組織の見直しの実効性を担保するため、内閣総理大臣に意見具申可能な仕組みを設けたことから、委員は内閣総理大臣が任命することとしております。

また、委員会の運営に当たっては、個々の法人の実態に即した詳細な調査審議を行えるよう、臨時委員、専門委員を任命することが可能としております。

管理会計の導入促進についてお尋ねがありました。

管理会計の導入を促進するためには、あわせて、事業等のまとまりごとの会計情報の公表を進めることや、コストの削減や利益の増大等に対して適切なインセンティブを設けることが効果的であり、これらの取組を一体として進めることが重要と考えています。

目標、評価の指針や会計基準の見直しにおいて、事業等のまとまりごとにコストを把握して業務改善につなげられる仕組みとして、管理会計の導入等による業績向上を評価することによって各独法で管理会計の導入等によるマネジメントの向上が促進されるよう、総務大臣と協力して検討してまいります。

監査機能の実効性を担保する運用上の取組につ

いてお尋ねがありました。

今般の法改正により、監事及び会計監査人の調査権限の明確化や、会計監査人による監事への不正行為等の報告義務等を通則法上規定しています。御指摘のとおり、監事による監査機能の実効性を担保するためには、運用上の取組を進めることが重要と考えています。

昨年末の独法改革の基本方針の閣議決定では、監事監査の指針の見直し、監事と会計監査人、第三者機関等の連携強化、監事を補佐する体制の整備、監事向けの研修、啓発の実施など、運用面の取組を充実させることとしており、これを推進してまいります。

法人の規模や特性に応じたガバナンス強化の取組についてお尋ねがありました。

今般の法改正においては、法人が定める業務方法書に内部統制の体制整備について記載を義務付けることとしており、法人の規模や特性に応じて必要となるガバナンスの整備を促す仕組みとしております。

また、昨年末の改革の基本方針の閣議決定において、各法人が行う事務事業の特性に応じたガバナンスの高度化等の取組を行うこととされており、これらを含め、それぞれの法人に応じたガバナンス強化の取組を促進してまいります。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕
○国務大臣(新藤義孝君) 河野議員から、総務大臣が策定する指針についてのお尋ねをいただきました。

御指摘の指針は、今回改正法案で御提案している独立行政法人通則法第二十八条の二第一項に基づき、総務大臣が独立行政法人評価制度委員会の意見を聴いて定めるものであります。

その方向性としては、現時点では、今般の独立行政法人制度改革での議論とこれまでの独立行政法人評価の経験を踏まえ、適切な目標設定と適正かつ厳正な評価を主務大臣が行うために必要な政

府統一のルールを定めることになると、このように考えているわけであります。

内容についてであります。目標設定に関する指針といえば、例えば、目標の具体性、明確性の確保、政策の中での位置付けの明示、一定の事業等ごとの目標設定などであり、また、評価に関する指針については、具体的な指標を用いた評価の実施、統一的な評価の基準や評定区分の設定、具体的な評定理由の付記などを考えているところであります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。厚生労働大臣田村憲久君。

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕
○国務大臣(田村憲久君) 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に先立ちまして、一言申し上げます。

五月二十一日に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明を行うに際して、参議院事務局を通じて議員の皆様へ事前に配付させていただいた資料に誤りがあり、これにより参議院の議事運営に重大な混乱を招いたことにつきまして、誠に遺憾であり、深くおわび申し上げます。

今後、全力を挙げて再発防止に努めてまいります。えでありますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、この度、政府から提出した政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

政府管掌年金事業については、公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、国民皆年金を維持する観点から、その適正な運営を図るべく、国民年金の保険料の収納対策や年金記録問題への対応等に取り組んでまいりました。しかしながら、喫緊の課題である国民年金の保険料の納付率の向上に向けて更なる対策が必要であり、また、年金記録問題に対応する過程において、年金記録の訂正手続の整備等が求められていたところでありました。このため、今般、これまでの取組を踏まえ、政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、国民年金の保険料の納付機会の拡大等を図るため、納付猶予制度の対象者の拡大、現行の後納制度に引き続き、過去五年間の保険料を納付することができる新たな後納制度の創設、保険料の全額免除等の申請を指定民間事業者が受託できる制度を創設するとともに、現下の低金利の状況を踏まえ、滞納した国民年金の保険料等に係る延滞金の割合を軽減することとしています。

第二に、年金記録問題に対するこれまでの取組を踏まえ、被保険者等による年金記録の訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備するとともに、事務処理誤り等の事由により納付の機会を逸失した国民年金の保険料について、納付等の特例を設ける措置を講ずることにより、将来の年金受給権の確保等を図ることとしております。

第三に、年金個人情報目的外の提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加することとしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十六年十月一日としております。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。三原じゅん子君。

(三原じゅん子君登壇、拍手)

○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子でございます。

ただいま議題となりました政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、公明党を代表して、厚生労働大臣に質問いたします。

まず冒頭に一言申し上げます。

先ほど田村厚生労働大臣からも御発言がございましたが、先日の地域医療・介護推進法案の趣旨説明に際し、議員に配付された資料に誤りがあつたことについて、厚生労働省に猛省を促し、再発防止を求めます。厚生労働省は今後の法案審議に真摯に御対応いただくよう、要請をしておきます。

さて、本題に入ります。

本法律案には、年金保険料の納付率の向上や年金記録に関する訂正手続の創設などが盛り込まれております。

昭和三十四年、国民年金法が制定され、その二年後に国民年金が実現いたして以来、我が国において、年金は国民の安心と老後の生活を支える重要な基盤としてこの社会の発展に貢献してまいりました。その後、高度成長とともに給付改善が行われ、昭和六十一年には、全国民に共通の制度として基礎年金が導入されるとともに、女性の年金権の確立も果たされました。

さらに、急速な少子化や高齢化を受けて、公的年金制度については、制度の財政的な健全性を長期的に安定させるため、不断の制度改正が求めら

れてきております。平成十六年には、負担と給付のバランスを取るための仕組みとして、マクロ経済スライドの導入など、大きな制度改正がなされました。

また、平成二十四年には、社会保障と税の一体改革に向けた取組が行われ、例えば、平成十六年改正の残された大きな課題でありました基礎年金国庫負担割合二分の一の恒久化により、年金財政が安定化されました。また、世代間公平の観点などから、年金支給額のいわゆる特例水準も解消されることになりました。

こうして、公的年金制度は一つの新しい時代に入ったのではないかと印象を持っております。

制度改正において常に基本にあるのは、国民皆年金制度、そしてそれを支える国民の皆様からの公的年金制度への信頼であります。信頼の形というものはいろいろありますが、年金については、国民年金の保険料の納付率というものが一つの信頼のあかし、バロメーターではなかつたかと思っております。

まず最初に、保険料納付率について伺いします。国民年金法第八十八条第一項には、「被保険者は、保険料を納付しなければならぬ」と規定されております。保険料の納付は義務とされておりますが、国民年金第一号被保険者の保険料納付率を見てみると、一九九〇年代にはそれまで八〇％を超えていたものが、低下を続け、今では六〇％となっております。

厚生労働大臣にお伺いしますが、保険料納付率はなぜ低下してきてしまったのか、その原因、背景をどのように分析しているのか、御説明をお願いいたします。

さらに、年金保険料納付率の向上に向けた取組について伺いします。具体的には、納付猶予制度の対象拡大、新たな保険料後納制度の創設、滞納された保険料の延滞

金利率の軽減などであります。いずれも、年金保険料を納めやすくするための制度、納めてもらうための制度としてその実現が望まれるものであります。

もちろん、こうした施策以外にも、政府においては、年金保険料納付率の向上に向けてこれまで多くの保険料徴収の取組がなされており、今回も督促の範囲の拡大などを通じて保険料納付に結び付けていく方向性が示されております。特に、市町村民税が非課税となるような低所得者の方については免除や猶予制度がありますが、今回の改正案においては、対象者の拡大や申請手続の簡便化を図り、より利用しやすくしていくという方向性が示されております。

しかし、年金額への反映という観点から見ると、免除や猶予を受けただけでは、免除の場合は国庫負担分のみで半額になつてしまい、猶予の場合には年金額に結び付きません。保障の充実という観点からは、免除や猶予を受けた期間の保険料について将来追納をしていただくことが非常に重要なことだと思いますが、この点について御所見を伺います。

逆に、一定の所得のある滞納者にはしっかりと保険料を納めていただくために、今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか。納付率向上に向けた政府の取組について伺いします。

また、本年は五年に一度の公的年金制度の財政検証が予定されておまして、経済社会状況の分析などをベースとして、年金財政について様々な検証がなされます。財政検証の結果を踏まえ、マクロ経済スライドの調整の在り方に関する具体的な検討や、今後の年金制度において必要な改革がなされていくということになりますが、今回の財政検証では、昨年八月の社会保障制度改革国民会議報告書や、それを踏まえた社会保障制度改革プログラム法を受けて、マクロ経済スライドの在り方や短時間労働者への適用拡大など、今後の年金制度改正の検討に資する材料としてオプション試

算というものがなされると伺っております。財政検証における検討の今後の見通し、オプション試算について厚生労働大臣より御説明をお願いいたします。

公的年金制度については、今後の高齢化の進行や平均寿命の延びを考えますと、高齢者の多様な働き方や暮らしに応じて、一人一人の状況を踏まえた柔軟な年金受給の在り方についても考える必要があるのではないのでしょうか。これについては、厚生労働大臣も先日、テレビで、年金の繰下げ受給を七十五歳まで認めることにするという案も存在することを御紹介されました。

そこで、今後の柔軟な年金受給の在り方について厚生労働大臣のお考えをお伺いします。

次に、国民年金と並んで、公的年金制度のもう一つの柱である厚生年金保険の適用漏れの問題について伺います。

厚生年金保険の場合、保険料の徴収は事業主から行い、滞納した場合にはすぐに督促を掛ける仕組みとなっており、徴収率は高い一方、そもそも適用から漏れている場合があるのではないかとこの指摘があります。

この厚生年金保険の適用漏れも、国が制度として用意している社会保障が十分に行き渡っていないという点で、国民年金保険料の納付率が低い問題と同様に問題と考えますが、厚生年金保険の適用漏れ対策にどのように取り組まれているのでしょうか。この点についての見解を伺います。

次に、年金記録の訂正手続の創設について伺います。今般、年金記録の訂正手続を年金法の中に整備することにより、被保険者や受給権者の権利保護がどのように高められるのかについて、今回の手続の創設に至った趣旨、背景なども含めて、厚生労働大臣にお伺いいたします。

が確保されるような仕組みが幾つか用意されております。

具体的には、厚生労働大臣が被保険者及び受給権者から年金記録の訂正請求を受け付けて、訂正の可否を判断するに当たっては、行政外部の有識者から成る合議体の審議を経ることや、あらかじめ厚生労働大臣が審議基準などを基本方針として明確に定めることなどを講じておりますが、これらの公平性、透明性を高める仕組みについて厚生労働大臣にお伺いいたします。

いずれにしろ、年金制度は日本の社会保障政策の柱であり、長寿社会を豊かに安心して生きるために重要な制度です。この制度を維持するためには、年金を納付すれば必ず返ってくるという信頼感が重要です。そのための制度づくりに一層の努力を私も政府とともにしていくことをお誓い申し上げ、代表質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村憲久君 三原じゅん子議員から八問御質問をいただきました。

国民年金保険料の納付についてのお尋ねがございました。

国民年金保険料の納付率につきましては、今年三月末で六〇・二％となり、当面の目標とする六〇％を超えたものの、依然として低い水準であると考えております。

納付率の低下につきましては、無職者やパート労働者などの増加といった就業構造の変化や、所得水準の低下、年金制度に対する信頼や納付意識の低下などの要因が複合的に影響していると考えており、納付率の更なる向上に向けて、今後とも、納めやすい環境の整備や強制徴収の強化など総合的な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民年金保険料の追納についてのお尋ねがございました。

国民年金保険料の免除や納付猶予については、十年間の追納期間を設けており、将来の年金額を

増やすためにもできる限り追納していただきたいと考えております。

これまでも、免除や納付猶予の期間を有する方に対して、日本年金機構から保険料の追納についての個別のお知らせを送付するなど取組を行ってきておりますが、今後とも、制度の周知に努め、追納勧奨にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民年金保険料の納付率向上に向けた取組についてのお尋ねがございました。

平成二十六年度においては、控除後所得四百万円以上かつ未納月数十三月以上の全ての滞納者に督促を実施することとし、強制徴収の強化を図ったところであります。納付率の向上に向けた取組については、この法案に盛り込んだ施策のほかに、年金制度への理解を深め、自主的な納付を促すための年金制度の周知、広報や、口座振替の促進などの納付環境の整備に取り組むほか、更なる強制徴収の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、年金の財政検証についてのお尋ねがございました。

財政検証については、本年三月の社会保障審議会年金部会の議論を踏まえて、プログラム法に規定された年金制度の課題の検討に資するようなオプション試算を行うこととしております。現在鋭意作業を進めているところであり、結果がまとまり次第公表することとしていたしております。

今後の制度改正については、財政検証やオプション試算の結果も材料としながら、プログラム法で規定された課題も踏まえ、社会保障審議会年金部会等において御議論をいただきたいと考えております。

次に、柔軟な年金受給の在り方についてのお尋ねがございました。

少子高齢化が進行する中、日本社会全体の活力を維持していくため、意欲と能力のある高齢者ができるだけ長く働き続けられる社会の構築が求め

られております。このような状況では、年金制度についても、個々人の状況を考慮し、多様な就業と引退への移行に対応できる弾力的な年金受給の在り方を検討する必要があります。

この点については、現在作業中の財政検証において、保険料拠出期間と年金受給年齢について様々なバリエーションを設定したオプション試算も行うこととしており、この結果も材料としながら、今後具体的な議論を進めてまいりたいと考えております。

厚生年金の適用漏れ対策についてのお尋ねがございました。

対象となる事業所を厚生年金に適切に加入させることは極めて重要な課題であり、これまでも雇用保険情報や法人登記簿情報の活用のほか、地方運輸局等との連携により適用の促進に努めてまいりました。

さらに、今後は、国税庁から稼働中の法人に関する情報提供を受けることとするなど、関係機関との連携強化も図りつつ、引き続き厚生年金の適用漏れ対策に取り組んでまいります。

続きまして、年金記録の訂正手続の創設の趣旨、背景についてのお尋ねがありました。

新たな訂正手続につきましては、総務省の第三者委員会の仕組みと比較して、外部有識者による判断を維持しつつ、現在はあつせんとして行っているものを法的権利、処分として位置付け、不服申立て手続や司法手続への移行の道を開くものであります。これは、過去の年金記録の誤りのほか、比較的最近の事業主の届出漏れ、誤りに起因する訂正手続も発生していることを受けて、恒常的に対応する手続として整備するものであり、年金記録問題の再発の防止や正確な年金記録の管理にも資するものと考えております。

最後に、年金記録の訂正手続の公平性、透明性についてのお尋ねがありました。

新たな訂正手続においては、民間有識者から成る合議体の審議に基づき訂正決定を行うこととし

ており、その構成員としては、現行の総務省の第三者委員会と同様に、社会保険実務や会社の経理等に詳しい専門家の方々を想定いたしております。また、新たな訂正手続における判断基準等についても、あらかじめ社会保障審議会に諮問し、策定、公表することとしたしております。

これらの仕組みにより、処分の公平性、透明性が確保されるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 森本真治君。

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 民主党・新緑風会の森本真治です。

ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

田村大臣、冒頭まずお聞きしなければならぬことがあります。

先ほど大臣から陳謝がありました地域医療・介護確保法案の趣旨説明、議員に配付された文書に、昨年の社会保障プログラム法案の内容を一部加えて提出されました。単純ミスとも聞いていますが、昨年、我々はプログラム法案の審議ができませんでしたという意味だったのでないでしょうか。どちらにしても、この度の事態が国会の審議日程に大きな影響を与えたことは間違いありません。

会期末も迫っており、厚生労働委員会だけで十一本もの法案を審議しなければならず、国会を空転させるわけにはいきませんので、異例の措置ではあります。国民年金法改正案を先に審議することとなりました。与党の皆さんもさぞかし苦渋の御決断だと思いますが、このような事態を招いたこと、単に議員の気の緩みで見過ごされる話ではありません。

そもそも、地域医療・介護確保法案は関連する法案が十九本もあり、それを一つの法案にして通

することに無理があります。職員のオーバーワークが原因ではないのですか。全く中身が固まっていないうちで提案された、要支援者に対するサービスの自治体への移管など、ガイドラインの作成、国会への説明、自治体への説明など、同時並行で幾つもの作業を行わなければならない状況に職員が悲鳴を上げているのが目に浮かびます。

法案提出の在り方がそもそも今回の原因をつくったと考えますが、田村大臣の認識と反省の言葉を求めます。

さらに、今国会では、労働者派遣法改正案での条文の間違い、短期集中特別訓練事業における不正入札問題と、国民の信頼を失墜する問題が続発しています。

田村大臣、御自身の監督責任をどのようにお考えか、自らへの処分をどのように下されるのか、併せてお答えください。

それでは、本題に入らせていただきます。現在、我が国の年金制度につきましては、急速な少子化や高齢化を受けて年金財政は持続可能であるのか。ライフスタイルや働き方の変化、非正規労働者の増加などへの対応が十分なのか。さらに、先進国中、中の下に位置する我が国の標準的な給付水準が今後更に低下することが予想されるなど、適切な給付水準の確保がなされるのか。そして、これまでの消えた年金問題などによつて年金制度に対する国民の不安が頂点に達している中で信頼を回復させることができるのか等、多くの課題が山積しています。

我が党はこれまで、年金制度改革として、年金の一元化と最低保障年金を柱に議論を重ねてまいりましたが、現行制度から理想とする制度へどのように移行するのか、その具体的道筋を示していく必要があると、党の社会保障総合調査会の下に年金制度ワーキングチームを設置し、私もそのメンバーとして再度検討を開始したところであります。そんな中、この度の本法律案の提案がなされて

いるわけですが、どちらかというと、喫緊の課題に対応していくということが主たる目的ではなからうかと思えます。しかしながら、年金制度の信頼構築に向けて地道に取り組まなければならない点も多く含まれていると思えますので、以下質問を行います。

まずは、財政検証について伺います。

本年は、五年に一度の年金財政の現況及び見通しについて、いわゆる財政検証を公表する年に当たっています。現在の検討状況と財政検証の結果の公表はいつになるのか、さらには、この結果に基づいた年金制度改革の議論をどのように進めていくのか、まず田村大臣にお伺いします。

次に、年金積立金の運用について伺います。

現在、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFでございすけれども、その運用については気になる動きが出ています。財政検証の結果が出る前から運用対象の多様化が着々と進められ、公的年金の投資先としてふさわしいのかどうか、リスクが増大していくのではと疑問を抱かざるを得ないものが含まれているのではないのでしょうか。

特に、安倍総理自ら、ダボス会議やロンドン・シティーにおける晩さん会において、GPIFについては成長への投資に貢献することとなるでしょうと発言されていることなど、本来の目的を逸脱しているのではないかと危惧します。

財政検証の結果を待たずに運用対象の見直しを先行して進める理由は何なのか、また、厚生年金保険法の、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うとの整合性は取れているのか、併せて田村大臣の見解を求めます。

次に、国民年金保険料の納付率の現状について伺います。

第一号被保険者の保険料納付率を見てみると、かつて八〇％台を維持していたものが、この二十年近く低下傾向にあり、現在では六〇％前後の水

準が続いています。このように、保険料の納付が法的には義務とされながらも納付率が伸び悩んでいるという現状について、田村大臣の認識をまずはお伺いします。

次に、納付率の向上策について、納付猶予制度の対象拡大と保険料の全額免除制度の見直しについて伺います。

納付猶予制度は、平成十六年改正において導入され、対象は三十歳未満の者ですが、本法律案では、対象者を五十歳未満まで拡大することとされており、その背景には、若年者のみならず中高年の非正規労働者が増加していることが挙げられます。こうした中高年の低所得者が増加している現状についての田村大臣の認識、あわせて、納付率の低下が非正規労働者の増加が一因であるならば、現在安倍政権が進める労働者保護ルールの改悪により、非正規労働者を増やす政策を進めることは年金制度にとってもマイナスの影響を与えることになりませんが、田村大臣の御所見をお伺いします。

また、保険料の全額免除制度の見直しについては、この度、その手続上の負担を軽減し、全額免除等の申請の機会を拡充することを旨とされています。

納付猶予の拡大や免除対象者を増やすことによつて、見かけの納付率は向上し、年金財政維持には貢献するかもしれませんが、健全な年金制度の構築、適切な無年金・低年金対策とはならないと考えますが、田村大臣の御所見をお伺いします。

これからマクロ経済スライドの発動も見込まれ、結果的には年金額が低下する中で、こうした低年金者は一定の年金額を確保できるのかという課題に直面し続けます。この点では、本法律案で、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付を可能とする制度や、付加年金制度についても特例を設けることとしておりますが、抜本的な低年金対策となるかは疑問です。

どちらにしても、無年金・低年金者対策は、小手先の対応ではなく、抜本的な制度改革の中で考えていく必要がありますが、政府の認識と今後の支援の在り方についてどのようにお考えか、田村大臣にお伺いします。

無年金・低年金対策に関連して、短時間労働者の厚生年金適用拡大について伺います。

平成二十四年の社会保障と税の一体改革における年金機能強化法の成立以来、短時間労働者への被用者年金の適用拡大の方向性が打ち出されております。政府の現在の検討状況はどうなっているのでしょうか、田村大臣にお伺いします。

続いて、年金制度の信頼確保と悪質な未納者に対する徴収強化について伺います。

厚生労働省は、一定の所得を有する年金保険料滞納者への強制徴収の取組を強化する方向性が示されており、このほかに、従来、国税庁に強制徴収を委任するスキームなども実施されております。こうした政府における取組について、これまでの実績と今後の取組強化策について田村大臣にお伺いします。

また、徴収を強化しようとする、どうしても一定のコストが必要であると考えます。昨年の年金保険料の徴収体制強化等のための検討チームにおける議論では、強制徴収するのには保険料百円当たり約九十円掛かるとされました。そういう意味では、強制徴収に至らないうちに年金保険料を納付してもらえようという取組の重要性は高いと言えるわけですが、一方で、こうした徴収のコスト削減に向けた努力も求められると考えます。この点について、政府としていかなる取組がなされているのか、田村大臣にお伺いします。

次に、年金記録の訂正手続の創設について伺います。本法律案では、新たに被保険者による訂正請求を可能とし、民間有識者から成る新たな合議体により訂正の審査がなされることとされます。一方で、これまでそうした審査を行ってきた総務省の

年金記録確認第三者委員会は廃止されることになりませんが、両組織における訂正の手続や審査基準について整合性はしっかりと確保されているのでしょうか。

国民の側からすると、言わば年金記録の訂正という同じ一つの行為について、それを実施する主体が引き継がれるような格好に見えますが、請求者に不利益があるようでは年金制度の信頼性が損なわれます。例えば、審査の処理に掛かる所要期間などはもちろんのこと、第三者委員会においては訂正が認められたものが認められなくなったりと、不公平がないような制度設計が求められますが、田村大臣の御所見をお伺いします。

次に、年金記録問題との関係をお伺いします。総務省の第三者委員会は、そもそも、消えた年金問題を受けて、当事者である厚生労働省以外に設置されたものでありまして、本法律案により、国民に年金記録問題への取組の幕引きと受け取られかねない懸念を感じるところがあります。また、同じく総務省の年金業務監視委員会も三月末になくなり、年金制度の具体的な運用状況については、従来の行政評価制度で見ることとされました。

これらにより、言わば年金記録問題以前の状態に戻った格好となりますが、今後十分なチェック機能を果たしていけるのでしょうか。国民からの理解、納得を得ることが重要だと考えます。この点について田村大臣の御所見をお伺いします。

こうした質問をしようものも、民主党政権以前の第一次安倍政権においては、安倍総理は、最後の一人まで解決する固い決意を持って臨むと述べられておりましたが、昨年、我が党の長妻議員が衆議院本会議において、現在も同様に最後の一人までという決意かとたどしたところ、安倍総理は、「さらに、一人でも多くの方の記録の回復につなげていきたい」との御答弁をされておりました、意気込みがトーンダウンしたのかなとも感じておられます。

厚生労働省の年金関連の予算を見ても、正確な年金記録の管理と年金記録問題への取組については、昨年度五百九十二億円だったものが今年度百四十六億円となつています。今後の年金記録問題への取組が十分になされていくのかどうか、安倍総理が決意した、最後の一人まで解決するという約束は守られるのか、田村大臣にお伺いします。以上、数点にわたり質問しましたが、大臣の明確な御答弁をお願いし、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇)

○国務大臣(田村憲久君) 森本議員から全部で十三問御質問をいただきました。ありがとうございます。

まず、医療・介護総合確保推進法案の趣旨説明の誤り等についてのお尋ねをいただきました。

本法案は、地域における医療や介護の総合的な確保を推進するために必要な改革であります。五月二十一日の本法案の趣旨説明に際し、参議院事務局を通じ議員の皆様へ事前に配付した資料に誤りがあり、これにより参議院の議事運営に重大な混乱を招いたことについて、誠に遺憾であり、深くおわびを申し上げます。

二度とこのような不適切な業務処理が生じないようにすることが最も重要であり、今後、私も責任を持って、省を挙げて再発防止に努め、業務遂行上の誤りをしない組織づくりに全力で取り組みたいと考えております。

次に、財政検証についてのお尋ねがありました。

財政検証については、本年三月の社会保障審議会年金部会の議論を踏まえ、現在鋭意作業を進めているところであり、結果がまとまり次第公表することとしたしております。今後の制度改正については、財政検証の結果も材料としながら、プログラム法で規定された課題も踏まえ、社会保障審議会年金部会等において御議論をいただきたいと考えております。

次に、年金積立金の運用についてのお尋ねがありました。

デフレ経済下から脱却し、名目で経済成長をしていく状況にある中で、運用環境も変わりつつあります。この中で、年金財政上必要な利回りをしっかりと確保しながらリスクを抑えていく運用が必要であり、GPIFにおいて、運用対象の多様化等、できるものから取り組んでいきます。こうした運用は、御指摘の厚生年金保険法等の規定に沿ったものであり、今後も安全かつ効率的な年金運用に努めてまいります。

国民年金保険料の納付率についてのお尋ねがありました。

国民年金保険料の納付率については、今年三月末で六〇・二％となり、当面の目標とする六〇％を超えたものの、依然として低い水準にあると考えております。

納付率の低下については、無職者やパート労働者などの増加といった就業構造の変化や、所得水準の低下、年金制度に対する信頼や納付意識の低下などの要因が複合的に影響をしていると考えており、納付率の更なる向上に向けて、今後とも、納めやすい環境の整備や強制徴収の強化など、総合的な対策に取り組んでまいります。

中高年の非正規雇用労働者の増加と年金制度への影響についてのお尋ねがありました。

今回の法案では、中高年層における無職者や非正規雇用労働者が占める割合の増加を踏まえ、中高年層においても所得が低く国民年金保険料の納付が困難である方がいるという認識の下、納付猶予制度の対象年齢の拡大を図ることとしております。これにより、中高年の低所得者にも、障害や死亡の場合に一定の保障が受けられるなど、年金受給権の確保が図られるものと考えております。

なお、雇用ルールについては、経済社会構造の変化に応じて見直しを行っているところであり、こうした見直しは、雇用の安定を図りつつ、働く

方々の多様なニーズに応じた働き方の実現を目指すものであり、非正規雇用を増やすための施策ではありません。

次に、納付猶予の拡大と免除制度の見直しについてのお尋ねがありました。

今回の法案による納付猶予制度の対象拡大や免除制度の改善は、障害や死亡といった万が一の場合の年金受給権の確保につながるものであり、納付率の向上だけではなく、セーフティネットの充実の観点から必要な施策であると考えております。

また、免除や納付猶予の制度を利用していたければ、免除等を受けた月分の保険料は、その後十年間は追納することが可能となり、保険料納付機会の確保につながるものであり、低年金・無年金対策という観点でも意義があるものと考えております。

無年金・低年金問題についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革の過程における三党協議の中で、年金、医療、介護は社会保障制度を基本とする点について合意がなされております。その上で、無年金・低年金問題に対しては、負担に応じた給付という社会保障制度の枠組みの中で取り得る対策として、一体改革関連法により、受給資格期間の短縮、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、低所得かつ低年金の高齢者に対する福祉的な給付金制度の創設などの措置を講じているところであります。

引き続き、年金制度の持続可能性を強固にしつつ、社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能の強化に努めてまいります。

被用者年金の適用拡大についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革の一環として、平成二十八年十月に実施される短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について、着実に実施してまいります。

被用者保険の適用拡大は、国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加している中で、こうした方々に被用者としてふさわしい保障をするために必要であり、昨年成立したプログラム法でも検討課題とされており、本年実施する財政検証において、更なる適用拡大を仮定したオプション試算を行うこととしており、この結果も検討材料として、適用対象を更に拡大するための検討を進めます。

年金保険料の強制徴収の強化についてのお尋ねがありました。

年金保険料滞納者への取組については、これまで、免除制度の周知、勧奨や、未納者への納付督促などの業務を民間に委託する市場化テスト事業の強化、一定期間納付しない未納者に強く納付を促すための特別催告状の送付、高所得者に対する強制徴収の強化、悪質かつ徴収が困難な滞納者に対する国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用などに取り組んできたところであります。

今後とも、強制徴収の取組の強化を進めるとともに、国税庁への委任制度についても積極的に活用を図ってまいります。

次に、国民年金保険料の強制徴収に掛かるコストの削減についてのお尋ねがありました。

国民年金については、滞納者一人当たりの債権額が少額でかつ大量に発生するため、事務処理コストが高くならざるを得ない事情があります。一方で、強制徴収の効率化に取り組むことは重要と考えており、職員の配置の見直し、外部委託の活用、徴収事務のシステム化等について検討をしてまいります。

次に、年金記録の訂正手続についてのお尋ねがありました。

新たな年金記録の訂正手続は、総務省の第三者委員会の取組を参考に、事実関係をできるだけ明らかにするために、関係機関に資料提供等を求め、丁寧な調査を実施の上、民間有識者から成る合議体の審議結果に基づき訂正の決定を行うこと

といたしております。この訂正決定の審議、判断基準等については社会保障審議会に諮問をして定めることとなりますが、基本的には、当面、総務省の第三者委員会における考え方と同様の判断基準が適当と考えております。記録訂正の決定までの期間については、現行の総務省の仕組みよりも遅くならないよう、しっかりと取り組んでまいります。

年金記録問題や年金制度の運用状況についてのお尋ねがありました。

これまで、年金記録問題への対応については、年金記録問題に関する特別委員会において御審議いただき、また、年金の業務運営を担っている日本年金機構の業務実績等については、日本年金機構評価部会において御審議いただき、それぞれ評価を行ってまいりました。

今後、社会保障審議会に、これらの後継組織として、年金記録問題への対応も含め、年金事業の運営の在り方について御審議いただく年金事業管理部会を設置したところであり、本部会を活用しつつ、国民からの理解を得られるよう業務運営の実施に努めてまいります。

最後に、年金記録問題への取組についてのお尋ねがありました。

安倍総理は、本年二月の予算委員会においても、「さらに一人でも多くの方の記録の回復につなげていきたい、この思いに、決意が変わりはございません」と答弁されておりますが、担当大臣といたしましても当然同じ考えであります。

今後とも、国民の皆様様に説明し、協力をいただきながら、更に一人でも多くの方の記録の回復につなげるよう、あらゆる機会を捉えて効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 薬師寺みちよ君。

(薬師寺みちよ君登壇、拍手)

○薬師寺みちよ君 みんなの党の薬師寺みちよで

ございます。

私は、みんなの党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

まず冒頭、厚生労働大臣に申し上げます。

五月二十一日の本会議が、厚生労働省の資料配付ミスによって流会となりました。議院運営委員会で開会を決定した本会議を一省庁のミスによって流会したこと自体、前代未聞であります。加えて、既に国会に提出していた労働者派遣法一部改正案においては、記載の内容に誤りがあるなど、官僚の体質そのものが問われているのではないのでしょうか。

本国会では、医療事故に係る調査の仕組みについて審議いたしますが、まさに厚生労働省は、原因を究明し、国民への説明責任を果たすとともに、再発防止に取り組むべきであると強く抗議いたします。厚生労働大臣の再発防止に向けての決意をお聞かせください。

本法案の内容について質疑を行う前に確認をさせていただきます。

二〇〇六年、全国各地の社会保険事務所において、本人からの申請がないにもかかわらず、約二十二万件的国民年金保険料の免除が行われ、関与した職員千七百五十二名が処分された国民年金の不正免除問題は、皆様も記憶に残っていることと思ひます。

本法案は、年金保険料の納付率向上に向けた施策が大きな柱となっておりますが、納付率向上を目標に掲げただけでは、安易な方策へ帰着するおそれもございます。二〇〇六年の国民年金の不正免除問題での教訓が本法案にどのように生かされているのか、お聞かせください。

近年、無年金者、低年金者の問題が深刻化いたしております。現時点で無年金者の正確な数値は把握されておりませんが、厚生労働省によれば、平成十九年度で、将来無年金に陥る人は百十八万

人にと推計されております。また、低年金のため年金と生活保護を併給している高齢者も増加しており、十三年前と比較してその数は倍増いたしております。

生活保護予算は二十六年事業費ベースで三八兆円。この二十年で約三倍に膨れ上がる急速な増加傾向を示しております。その中でも、高齢者世帯が占める割合は四五％と高く、今後もその割合が増加することが懸念されております。現行の年金制度のままでは、無年金、低年金の高齢者が生活保護に流れ、国民皆年金の大前提が崩れ始める危険性もございます。公的年金の役割を生活保護が事実上肩代わりしている実態や、将来の年金給付額の水準が生活保護よりも低い場合には納付意欲に影響を与えかねません。このようなモラルハザードを防ぐために、厚生労働省はどのような取組をお考えでしょうか。厚生労働大臣の御答弁を求めます。

皆様は覚えていらっしゃるでしょうか、二〇一〇年七月、足立区に住む百一十一歳男性が白骨化した状態で発見され、解剖の結果、三十年以上も前に死亡していたことが明らかになった事件のことを。この事件を契機として、公的記録上では生きていたけれども、実際の生死や住所などの確認が取れなくなっている消えた高齢者の存在が社会的な問題となりました。

しかし、これらの事件にはもつと深い闇が隠されておりました。子が親の死を隠し、親の年金を不正に受け取り続ける年金の不正受給問題、そして、親の年金に依存する中年の子供、年金パラサイト問題です。厚生労働省は、サンプル調査で、八十五歳以上の年金受給者のうち三％に不正受給の疑いがあることを公表いたしました。年金の不正受給の是正は重要な課題であります。厚生労働省の対策についてお伺いいたします。

では、年金保険料の納付率向上について質問させていただきます。

れば、未納者の比率が低所得世帯で高い一方、年収一千万以上の世帯では一〇%、五百万円以上の世帯でも一七%にも及んでいることが分かつております。また、未納者の五割は生命保険や個人年金に加入しており、決して低所得だけが未納の主たる要因とは考えられません。

本来、国民年金は給付費の半分は税金で賄われるお得な年金商品であり、税制上も極めて優遇されております。にもかかわらず、納付率が低下傾向にあるのは何が原因だとお考えでしょうか。厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、年金財政についてお尋ねいたします。老後の所得保障の支柱である公的年金制度の信頼性が揺らぎ、将来世代へも不安を与えております。政府・与党は、平成十六年の年金改正法を百年安心プランと名付け、給付と負担の見直しにおける抜本的な改革だと国民に太鼓判を押しました。しかし、現実には、少子高齢化の進展で前提条件は既に崩れ、年金財政は危機に瀕していると言わざるを得ません。

本年は、五年に一度の財政検証が行われます。現制度では持続可能性がどの程度困難なのか、政府が公表する見通しがどの程度の確かな仮定に立っているのか、また、その仮定が変更されたとどのように影響を受けるのか、今こそ国民に説明責任を果たすべきではないでしょうか。厚生労働大臣の率直なお考えをお聞かせください。

また、年金財政を語る上で忘れてはならないのが、年金積立金管理運用独立行政法人の存在です。このGPIFは、厚生年金と国民年金の積立金約百三十兆円を運用しており、年金において世界最大の運用機関です。しかし、このGPIFの資産運用の在り方をめぐっては、今までも国内外から様々な問題点が指摘されておりました。OECDは、GPIFのガバナンス及び資産運用方針改善案の中で、ガバナンス上問題点があり、その運用方針に明確な正当性はなく、OECD諸国の準備基金の中でも特異であると、極めて低リスク

資産に偏重しているその運用スタイルを批判的に指摘しました。

GPIFの職員は、専門家に乏しく、運用の大半は外部委託に頼っているため、七十名足らずしかおりません。運用資産規模がGPIFの約八分の一のカナダでさえ約八百名の職員を抱えていることから、専門人材を適切に確保し、高度なリスク管理が可能となるガバナンスの構築が急務ではないでしょうか。

現在、GPIF改革の議論が進められておりますが、検討状況について教えてください。

最後に、歳入庁設置について質問させていただきます。

みんなの党は、増税の前にやるべきことがあると一貫して主張してまいりました。そのやるべきことのひとつが、社会保険料徴収の不公平是正であります。そのためには、歳入庁を設置し、国税庁や厚生労働省、日本年金機構に分散されている税や保険料の徴収業務を一元的に管理することが必要です。歳入庁設置により、国民の利便性を向上させるとともに、年金保険料の徴収漏れの防止、社会保険未加入事業所の解決など実現できます。

本法案のような小手先の改正ではなく、歳入庁の設置など抜本的な改革が必要かと思われ、厚生労働大臣の御見解を伺います。

「人の為」と書けば「偽」となります。「不正」と書けば「歪」となります。公的年金制度は、なれ合いやもたれ合いではなく、それぞれの立場、考えを自覚し尊重する共同の精神から発したものです。持続可能な公的年金制度の確立のため、もう一度原点に立ち戻り、今後の議論を進めていた、ただけることを願ひ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕
○国務大臣(田村憲久君) 衆議院議員からは八問ほど御質問いただきました。ありがとうございました。

まず、厚生労働省の事務処理誤りの再発防止に向けての決意についてのお尋ねをいただきます。

厚生労働省において不適切な業務処理が続き、参議院の議事運営にも重大な混乱を招いたことは、誠に遺憾であり、重ねて深くおわび申し上げます。

二度とこのような不適切な業務処理が生じないようにすることが最も重要であり、今後、省を挙げて再発防止に努め、業務遂行上の誤りをしない組織づくりに全力で取り組みたいと考えております。

次に、国民年金保険料の免除等の不適正事案の教訓についてのお尋ねがありました。

平成十八年に問題となった免除等の不適正事案は、本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行うなど、被保険者本人の意思に反するおそれや、法令で定めた手続にのっとっていないという点で問題があったと認識いたしております。

本法案においては、厚生労働大臣が指定する民間事業者が被保険者からの全額免除等の申請を受託できる制度を設けることとしておりますが、過去の事例の反省を踏まえ、本人の意思確認の徹底など、適切な運用を確保するための仕組みを構築していきたいと考えております。

次に、低年金・無年金問題と生活保護についてのお尋ねがありました。

生活保護は、事後的な救済施策として、自分が受け取る年金を含めた収入や資産だけでは生活の維持ができない者を対象に、最低生活費から収入を差し引いた差額を支給するものであり、資産等の調査を要します。一方、年金は、保険料の納付実績に応じて給付がなされるものであり、生活保護の方が年金より得と言えるものではありません。

また、高齢者の貧困率の推移を見ても、近年低下傾向にあり、年金は防貧機能を一定程度果たしていると考えております。

低年金・無年金対策としては、一体改革において、受給資格期間の短縮などの措置を講ずる一方、無年金、低年金の発生を防止する観点から、保険料の収納対策の強化に取り組んでいるところであります。こうした取組を通じて、年金が稼働能力の喪失に対する備えとしての機能をきちんと果たしていけるように努めてまいります。

次に、年金の不正受給対策についてのお尋ねがありました。

年金受給者が死亡した後の家族による不正受給については、平成二十二年から二十四年にかけて、後期高齢者医療の受給状況を調査し、年金受給者の死亡や行方不明が確認できた場合には支払の差止めを行ったところであります。また、本年二月からは、七十五歳以上で住民票コードが不明な年金受給者に対し調査を行っております。

今後も、受給者の実態把握に努め、不正受給の防止に向けて取り組んでまいります。

次に、国民年金保険料の納付率についてのお尋ねがありました。

納付率の低下については、無職者やパート労働者などの増加といった就業構造の変化や、所得水準の低下のほか、年金制度に対する信頼や納付意識の低下などの要因が複合的に影響していると考えております。納付率の向上に向けて、保険料納付のメリットを実感していただけるよう、年金教育や年金制度の周知、広報を行うほか、納めやすい環境の整備や強制徴収の強化など総合的な対策に取り組んでまいります。

年金財政についてのお尋ねがありました。

平成二十一年財政検証では、年金財政の持続可能性が確保されていることが確認されております。また、本年の財政検証では、経済前提について、経済、金融の専門家の議論を基に幅広い経済前提を設定し、人口の前提も複数のケースを設定しております。これにより、経済や人口の変化を想定した年金財政の姿を幅広くお示しし、様々な

GPIFのガバナンス体制についてのお尋ねがありました。

厚生労働省としては、今後も、閣議決定の内容に沿って、早急にできることからGPIFのガバナンス体制の改革を着実に実施していきたいと考えております。

この問題につきましては、内閣官房副長官を座長とする年金保険料の徴収体制強化等のための検討チームが昨年八月に公表した論点整理において、組織を統合して歳入庁を創設すれば納付率向上等の課題が解決するものではないと指摘されております。

以上でございます。（拍手）
○議長（山崎正昭君）これにて質疑は終了いたしました。

日程第二 平成二十三年 度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書

日程第四 平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

日程第六 平成二十四年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第八 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

各省各庁所管經費増額調書(その2)
(いづれも第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

以上十件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長金子原二郎君。

〔金子原二郎君登壇、拍手〕

○金子原二郎君　ただいま議題となりました平成

十五号 平成二十三年 度一般会計東日本大震災復興

・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 次に、日程第五の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

百九十三

反対

四十一

よって、本件は承諾することに決しました。

〔拍手〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 次に、日程第六の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百五

反対

二十九

よって、本件は承諾することに決しました。

〔拍手〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 次に、日程第八の経費増額総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百十一

反対

二十五

よって、本件は承諾することに決しました。

〔拍手〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 次に、日程第一〇の国庫債務負担行為総調書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百七

反対

二十九

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 日程第一一 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○藤本祐司君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、立体道路制度の拡充、スマートインターチェンジの整備に関する貸付制度の創設、高速道路の料金徴収期間の満了日の変更等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、料金徴収年限を十五年延長する理由、高速道路の更新の内容とその債務の償還方法、債務償還後における維持管理費用の負担の在り方、スマートインターチェンジの整備効果等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されています。

以上、報告いたします。（拍手）

○議長（山崎正昭君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

投票総数

二百三十五

賛成

二百十九

反対

十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 日程第一二 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡俊一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

○水岡俊一君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた、いわゆる日米重大犯罪防止対処協定を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係

る指紋情報が照合用電子計算機に記録されている
か否か等について合衆国連絡部局から照会を受け
た場合の措置等を定めようとするものでありま
す。

委員会におきましては、情報の目的外利用等につ
いて国家公安委員会が関与する必要性、協定の
対象となる犯罪類型の内容、米国に提供される指
紋情報の範囲等について質疑が行われましたが、
その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本
共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられ
ました。

次いで、採決を行った結果、本法律案は多数を
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。

本議案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十六

賛成

二百二十

反対

十六

よつて、本議案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二三 地域の自主性
及び自立性を高めるための改革の推進を図るため
の関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本香苗君登壇、拍手〕

○山本香苗君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、総務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高める
ための改革を総合的に推進するため、国から地方
公共団体又は都道府県から指定都市への事務権限
の移譲等を行うものとしております。

委員会におきましては、事務権限の移譲に伴う
地方公共団体への人員及び財源措置の必要性、ハ
ローワーク、農地転用、自家用有償旅客運送等の
権限移譲に関する見解、国の出先機関の見直しの
在り方、地方分権改革の課題と今後の検討方針等
について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨
の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま
す。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。

本議案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十六

賛成

二百二十四

反対

十二

よつて、本議案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一四 司法試験法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を
議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒
木清寛君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、法務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、司法試験の試験科目の適正化及び
法科大学院における教育と司法試験との有機的連
携を図るため、短答式による筆記試験の試験科目
を憲法、民法及び刑法とするほか、受験期間内に
受けることができる司法試験の回数についての制
限を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正の趣旨、
司法試験において受験期間制限を設ける理由、法

科大学院創設の本来の趣旨を実現するための方
策、司法修習生への修習資金貸与の現状の問題
点、法科大学院における共通到達度確認試験の問
題点、司法試験合格者数の削減が将来の法曹人口
不足を招くことへの懸念、改正後の司法試験の具
体的実施方法の周知等について質疑が行われまし
た。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。

本議案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十四

賛成

二百三十四

反対

〇

よつて、本議案は全会一致をもつて可決されまし
た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたし
ます。

午後零時十三分散会

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君

吉良よし子君	又市 征治君
山本 博司君	横山 信一君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君
河野 義博君	佐々木さやか君
倉林 明子君	福島みずほ君
矢倉 克夫君	杉 久武君
堀井 巖君	田村 智子君
紙 智子君	石川 博崇君
新妻 秀規君	平木 大作君
若林 健太君	高階恵美子君
仁比 聡平君	大門実紀史君
秋野 公造君	竹谷とし子君
若松 謙維君	中西 祐介君
熊谷 大君	大家 敏志君
井上 哲士君	小池 晃君
浜田 昌良君	山本 香苗君
谷合 正明君	磯崎 陽輔君
岡田 広君	市田 忠義君
山下 芳生君	荒木 清寛君
山口那津男君	魚住裕一郎君
西田 実仁君	長沢 広明君
林 芳正君	山本 一太君
森 まさこ君	藤川 政人君
中原 八一君	磯崎 仁彦君
赤石 清美君	上野 通子君
舞立 昇治君	三木 亨君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
森屋 宏君	山下 雄平君
馬場 成志君	羽生田 俊君
二之湯武史君	長峯 誠君
中泉 松司君	長谷川 岳君
三原じゅん子君	渡辺 猛之君
江島 潔君	赤池 誠章君
井原 巧君	石井 正弘君

石田 昌宏君	石井 隆史君	宇都 浩郎君	丸川 珠代君	丸山 和也君	関口 昌一君	藤井 基之君	北川イッセイ君	末松 信介君	衛藤 晟一君	松山 政司君	鶴保 庸介君	岸 宏一君	吉田 博美君	福岡 資麿君	山本 太郎君	吉川ゆうみ君	渡邊 美樹君	主演 了君	堂故 茂君	滝波 宏文君	高橋 克法君	大野 泰正君	大沼みずほ君	上月 良祐君	島田 三郎君	西田 昌司君	石井みどり君	佐藤 正久君	伊達 忠一君	宮沢 洋一君	二之湯 智君	松村 祥史君	溝手 顕正君	武見 敏三君	山谷えり子君	小坂 憲次君	尾辻 秀久君
石井 準一君	岩井 茂樹君	青木 一彦君	山田 俊男君	水落 敏栄君	野上浩太郎君	有村 治子君	小泉 昭男君	岩城 光英君	世耕 弘成君	金子原二郎君	橋本 聖子君	山本 順三君	脇 雅史君	堀内 恒夫君	谷 亮子君	山田 修路君	糸数 慶子君	豊田 俊郎君	柘植 芳文君	滝沢 求君	太田 房江君	北村 経夫君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	古川 俊治君	塚田 一郎君	島尻安伊子君	佐藤 信秋君	岡田 直樹君	中川 雅治君	野村 哲郎君	松下 新平君	柳本 卓治君	山崎 力君	木村 義雄君	鴻池 祥肇君	中曽根弘文君

森本 真治君	磯崎 哲史君	石上 俊雄君	浜野 喜史君	安井美沙子君	小西 洋之君	石橋 通宏君	大野 元裕君	西村まさみ君	徳永 エリ君	高野光二郎君	齋藤 嘉隆君	難波 奨二君	江崎 孝君	有田 芳生君	島村 大君	野田 国義君	金子 洋一君	風間 直樹君	牧山ひろえ君	相原久美子君	大島九州男君	林 久美子君	片山さつき君	尾立 源幸君	大久保 勉君	足立 信也君	水岡 俊一君	猪口 邦子君	藤田 幸久君	福山 哲郎君	増子 輝彦君	山東 昭子君	直嶋 正行君	田中 直紀君	郡司 彰君	浜田 和幸君	清水 貴之君	真山 勇一君	吉川 沙織君	和田 政宗君	儀間 光男君	広田 一君	井上 義行君	川田 龍平君	芝 博一君	柳澤 光美君	山田 太郎君	中野 正志君	小見山幸治君	長浜 博行君	小川 敏夫君
藤本 祐司君	津田弥太郎君	小林 正夫君	大塚 耕平君	櫻井 充君	那谷屋正義君	小川 勝也君	神本美恵子君	羽田雄一郎君	樺葉賀津也君	田中 茂君	渡辺美知太郎君	藤巻 健史君	荒井 広幸君	柴田 巧君	蓮 舫君	藤末 健三君	薬師寺みちよ君	東 徹君	加藤 敏幸君	山口 和之君	小野 次郎君	室井 邦彦君	小川 敏夫君																												

中西 健治君	寺田 典城君	北澤 俊美君	前田 武志君	水野 賢一君	江口 克彦君	片山虎之助君
松田 公太君	中山 恭子君	前川 清成君	柳田 稔君	江田 五月君	行田 邦子君	松沢 成文君

國務大臣	國務大臣	國務大臣 (內閣官房長官)	國土交通大臣	厚生労働大臣	法務大臣
稻田 朋美君	古屋 圭司君	菅 義偉君	太田 昭宏君	田村 憲久君	谷垣 禎一君

議長の報告事項

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委

補欠

環境委員

補欠

予算委員

辞任

佐藤 正久君
新妻 秀規君

補欠

舞立 昇治君
平木 大作君

決算委員

辞任

滝波 宏文君
馬場 成志君
舞立 昇治君
江崎 孝君
平木 大作君
山田 太郎君
吉良よし子君

補欠

西田 昌司君
森屋 宏君
佐藤 正久君
前川 清成君
新妻 秀規君
渡辺美知太郎君
仁比 聡平君

議院運営委員

辞任

西田 昌司君
森屋 宏君
前川 清成君
仁比 聡平君

補欠

滝波 宏文君
馬場 成志君
江崎 孝君
山下 芳生君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員

辞任

森本 真治君
渡辺美知太郎君

補欠

難波 奨二君
山田 太郎君

東日本大震災復興特別委員

辞任

宇都 隆史君
滝波 宏文君
徳永 エリ君

補欠

佐藤 正久君
宮本 周司君
田城 郁君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

熊谷 大君
滝波 宏文君

補欠

滝沢 求君
二之湯武史君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
東日本大震災復興特別委員会

理事 若松 謙維君 (杉久武君の補欠)
理事 中野 正志君 (山口和之君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)(第百八十三回国会提出)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七六号)

平成二十三年年度一般会計東日本大震災復興・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出)

平成二十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出)

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出)

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百八十三回国会提出)

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百八十三回国会提出)

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百八十三回国会提出)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百八十三回国会提出)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第百八十三回国会提出)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
戸籍法の一部を改正する法律案(前川清成君外七名発議)

民法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外五名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
金融商品取引法等の一部を改正する法律案
健康・医療戦略推進法

独立行政法人日本医療研究開発機構法案
地方自治法の一部を改正する法律案
難病の患者に対する医療等に関する法律案
児童福祉法の一部を改正する法律案
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
アレルギー疾患対策基本法案(第百八十三回国会、江田康幸君外二名提出)

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(第百八十三回国会、御法川信英君外四名提出)

過労死等防止基本法案(第百八十五回国会、泉健太君外十名提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員尾立源幸君提出戸籍謄抄本等の不正請求事件並びに本人通知制度に関する質問に対する答弁書(第九九号)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員青木一彦君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官訴追委員有田芳生君及び同予備員丸川珠代君、同田城郁君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官訴追委員有田芳生君及び同予備員丸川珠代君、同田城郁君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。
検察官適格審査会委員
同 予備委員

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

官 報 (号 外)

児童福祉法の一部を改正する法律
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、水産基本法第十條第一項の規定に基づき「平成二十五年水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づき「平成二十六年水産施策」についての文書を受領した。
一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

高橋 克法君

法務委員

辞任

宮沢 洋一君

補欠

羽生田 俊君

外交防衛委員

辞任

森 まさこ君

補欠

三宅 伸吾君

財政金融委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

牧野たかお君

厚生労働委員

辞任

金子 洋一君

補欠

野田 国義君

国土交通委員

辞任

野田 国義君

補欠

金子 洋一君

環境委員

辞任

高橋 克法君

補欠

世耕 弘成君

予算委員

辞任

舞立 昇治君

補欠

佐藤 正久君

三木 亨君

柳本 卓治君

平木 大作君

新妻 秀規君

決算委員

辞任

佐藤 正久君

補欠

舞立 昇治君

西田 昌司君

滝波 宏文君

古川 俊治君

大沼みずほ君

森屋 宏君

馬場 成志君

柳本 卓治君

三木 亨君

山谷えり子君

宮本 周司君

前川 清成君

江崎 孝君

新妻 秀規君

平木 大作君

渡辺美知太郎君

山田 太郎君

仁比 聡平君

山下 芳生君

議院運営委員

辞任

大沼みずほ君

補欠

古川 俊治君

滝波 宏文君

西田 昌司君

馬場 成志君

森屋 宏君

宮本 周司君

山谷えり子君

江崎 孝君

前川 清成君

山下 芳生君

仁比 聡平君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員
辞任
難波 奨二君
補欠
森本 真治君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任
大沼みずほ君
補欠
羽生田 俊君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
アレルギー疾患対策基本法案(厚生労働委員長提出)(衆第二三三三号)
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第二四四号)

過労死等防止対策推進法案(厚生労働委員長提出)(衆第二五五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。
核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三三三)

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第四四)

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五五)

同日委員長から次の報告書が提出された。
平成二十三年度一般会計東日本大震災復興・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(第百八十三回国会提出) 審査報告書

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
我が国の海上輸送路としての南シナ海に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一〇四号))

防衛法制における「ボジリスト」、「ネガリスト」に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一〇五号))

普天間飛行場代替施設建設に対する抗議行動への政府の対応に関する再質問主意書(糸数慶子君提出(第一〇六号))

民法改正案の国会提出に関する質問主意書(前川清成君提出(第一〇七号))

営業秘密保護法制定の必要性に関する質問主意書(藤末健三君提出(第一〇八号))

墓参訪朝に関する再質問主意書(浜田和幸君提出(第一〇九号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
国と地方の情報セキュリティの連携に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一〇一〇号))

東日本大震災中央子ども支援センターの閉鎖に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一〇二〇号))

慢性骨髄性白血病治療薬の副作用・有害事象隠しに関する質問主意書(川田龍平君提出(第一〇三三三号))

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高橋 克法君

補欠

世耕 弘成君

総務委員

辞任

磯崎 陽輔君

補欠

上月 良祐君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

法務委員

辞任

藤末 健三君

補欠

那谷屋正義君

外交防衛委員

辞任

羽生田 俊君

補欠

宮沢 洋一君

財政金融委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

牧野たかお君

文教科科学委員

辞任

牧野たかお君

補欠

石田 昌宏君

厚生労働委員

辞任

森 まさこ君

補欠

三宅 伸吾君

経済産業委員

辞任

宮沢 洋一君

補欠

羽生田 俊君

国土交通委員

辞任

荒井 広幸君

補欠

浜田 和幸君

金子 洋一君

補欠

野田 国義君

環境委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

高橋 克法君

予算委員

辞任

柳本 卓治君

補欠

三木 亨君

決算委員

辞任

大沼みずほ君

補欠

古川 俊治君

議院運営委員

辞任

古川 俊治君

補欠

大沼みずほ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員
辞任
西田 昌司君
補欠
柘植 芳文君
河野 義博君

原子力問題特別委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

中泉 松司君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任
宇都 隆史君
馬場 成志君
堂故 茂君
島村 大君
羽生田 俊君
大沼みずほ君
和田 政宗君
松沢 成文君

文教科科学委員会

理事

二之湯武史君

補欠

二之湯武史君の補欠

理事

松沢 成文君

補欠

松沢 成文君の補欠

同日衆議院から次の議案が提出された。
アレルギー疾患対策基本法案(衆第三三三号)

過労死等防止対策推進法案(衆第二五五号)

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(衆第二四四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
少年院法案(閣法第三八号)

少年鑑別所法案(閣法第三九号)

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第四〇号)

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第七八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
道路法等の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案(閣法第三五号)審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六六号)審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田和幸君提出ベトナムにおける反中国デモによる被害に関する質問に対する答弁書(第一〇〇号)

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十五年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況及び「平成二十六年交通安全全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十五年食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十六年食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

審査報告書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿
決算委員長 金子原二郎

(二)平成二十三年度一般会計予備費の予算額は、三千五百億円であつて、このうち、平成二十三年四月十九日から平成二十四年三月二十七日までの間に使用した金額は七百四十八億百十万八千円である。

(三) 平成二十三年度各特別会計予備費の予算総額は、一兆四百八十四億九千二百三十四万二千円であつて、このうち、平成二十四年三月二十七日に使用した金額は十六億円である。

(四) 平成二十三年年度特別会計予算総則第十七条
第一項の規定により、平成二十三年四月十八
日から平成二十四年三月二十七日までの間に
経費の増額をした金額は四千九百三十八億二
千百九十七万七千円である。

(五) 平成二十四年度各特別会計予備費の予算総額は、二兆千六百四十九億千九百七十五万六千円であつて、このうち、平成二十四年十月二十六日から同年十一月三十日までの間に使用した金額は三千三百九十六億三千八百十九万七千円である。

(六) 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二
条第一項の規定により、平成二十五年二月二
十六日に経費の増額をした金額は百四十五億
四千八百四十九千円である。

以上六件について審査をした結果、適当な
支出であると認める。

右は本院において承諾することを議決した。
よつてこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長	伊吹 文明
参議院議長	山崎 正昭殿

平成二十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査）

石は本院において承諾することを議決した。よつてこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長	伊吹 文明
参議院議長	山崎 正昭殿

平成二十三年年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調書（第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査）

私は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長	伊吹 文明
参議院議長	山崎 正昭殿

平成二十三年年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

提出、本院継続審査

は本院において承諾することを議決した。
つてこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長	伊吹 文明
参議院議長	山崎 正昭殿

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査）
右は本院において承諾することを議決した。
よつてこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條
第一項の規定による経費増額総調書及び各省
各庁所管経費増額調書(その二)(第百八十三
回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承諾することを議決した。

よつてこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

審查報告書

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿
決算委員長 金子原二郎

要領書

委員会の決定の理由

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費の予算額は、九千九十九億九千九百四十七万九千円であつて、このうち、平成二十四年十月二十六日から同年十一月三十日まで

の間に使用した金額は九千九十九億九千九百四十七万九千円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成二十四年度一般会計經濟危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。
よつてこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

審查報告書

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿
決算委員長 金子原二郎

要領書

委員会の決定の理由

平成二十四年度一般会計予備費の予算額は、三千五百億円であつて、このうち、平成二十四年六月十二日から同年十二月二十日までの間に使用した金額は千百三十一億九千七十万千円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

審査報告書

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十六日

決算委員長 金子原二郎

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定により、平成二十四年七月六日から同年十一月三十日までの間に経費の増額をした金額は千五百九億八千九百三十三万四千円である。本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十六年四月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

審査報告書

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十六日

決算委員長 金子原二郎

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十四年度一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は千億円である。このうち、大型巡視船代船建造等のため、平成二十四年十月二十六日に決定した国の債務負担行為の総額は三百四十三億三千九百九十七万七千円である。

本件について審査した結果、これを是認すべきものと認める。

平成二十五年三月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

財政法第十五条第四項の規定により、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

審査報告書

道路法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十七日

国土交通委員長 藤本 祐司

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路の立体的区域の決定に係る制度の拡充、インターチェンジの整備に要する費用の貸付け制度の創設、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の変更等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行のため、平成二十六年一般会計予算(国土交通省所管)に高速道路連結部整備事業費補助として一億五千九百万円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 高速道路の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すること。また、高速道路の更新は緊急度、優先順位の高い公共事業であることから、最重点課題として位置付け、公費投入の検討も含め、その加速を図ること。

二 協定及び業務実施計画に特定更新等工事を追加する場合には、コスト削減に努めることともに、大規模修繕については、その内容を精査し、安易な将来世代への負担の先送りをしていないようにすること。また、特定更新等工事について、その必要性、工事内容等の妥当性に関して客観的評価を実施することにより透明性を確保すること。

三 高速道路ネットワークは国民共通の社会資本であることから、その一層の有効活用を図るため、通行料金の引下げ、交通混雑を引き起こすことなく、かつ利用度が画期的に改善される路線等における早期の無料化など、利便性の向上を実現する方策について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き検討すること。

四 高速道路の利用実態の把握に努め、その債務償還状況に応じて、償還の繰上げに努めること。

五 大規模更新等の財源確保及び債務償還に当たっては、高速道路会社の経営に著しい影響を与えない範囲内で、高速道路各社の利益剰余金の活用等を図るなど利用者の負担軽減に努めること。

六 高速道路会社の経営スリム化を図り、建設債務の償還期間の短縮に努めること。

七 高速道路債務の償還満了後においても維持管理費用については利用者負担を求めることや、高速道路の混雑緩和のためのロードプライシング導入等の可能性について検討すること。

八 償還対象経費から用地費を除外することによる償還期間の短縮と通行料金の低減を検討すること。

九 ICTの高度化により交通流動を最適化し、高速道路網の活用効率をより高めるフレックス料金制度の導入について検討すること。

十 道路上空の立体利用に当たっては、周辺土地利用との調和に留意し、都市計画との整合を図ること。

十一 道路の高架下の活用にあたっては、公共的・公益的利用を優先するとともに、地域における土地利用状況との調和を図り、地域住民の意向に配慮すること。

右決議する。

平成二十六年五月二十八日 参議院会議録第二十五号

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1) 平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1) 道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月二十五日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第八十号の一部を次のように改正する。

目次中「第七百七条」を「第九百九条」に改める。

第三十三条第二項中第二号を第三号とし、第二号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

第三十九条の次に次の六条を加える。

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設(以下「入札対象施設等」という。)について、道路の占用及び入札の実施に関する指針(以下「入札占用指針」という。)を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入札占用指針の対象とする入札対象施設

等の種類

二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所

三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期

四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの

五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間

六 占用料の額の最低額

七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定められないものとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例指定区間内の国道にあつては、政令で定める額を下回つてはならないものとする。

6 道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。

7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札占用計画の提出)

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画(以下

「入札占用計画」という。)を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札(以下「入札」という。)に参加するため、これを道路管理者に提出することができ。

2 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの

3 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあるものではないこと。

四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれがある者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出し

た入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額(入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。)をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(入札占用計画の認定)

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(入札占用計画の変更等)

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者(次条において「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定をした場合について準用する。
(占用入札を行つた場合における道路の占用の許可)

第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条の五第一項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用につ

いては、第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の措置を記載した書面を添付して」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例指定区間内の国道にあつては、同項の政令で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

5 第三十九条の五第一項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。
第四十七条の七中「道路の新設又は改築を行う場合において、当該」を削る。

第七十一条第一項中、「この法律又は」を「この法律若しくは」に、「若しくは承認を」承認若しくは「認定」に改め、同項第三号中「又は承認を」承認又は「認定」に改め、同条第二項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「基く命令を」基づく命令に、「又は承認を」承認又は「認定」に改め、同項第三号中「の外」を「のほか」に、「基く」を「基づく」に改める。
第七十七条中「代つて」を「代わつて」に改め、同条を第百九条とする。
第百六条を第百八条とする。
第百五条中「前六条を」第百条から前条まで「

に改め、同条を第百七条とする。

第百四条を第百六条とし、第百条から第百三条までを二条ずつ繰り下げ、第九十九条を第百一条とし、第八章中同条の前に次の二条を加える。

第九十九条 国又は地方公共団体の職員が、第三十九条の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。
第百条 偽計又は威力を用いて、占用入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用入札につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(道路整備特別措置法の一部改正)
第二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第七号の「一部を次のように改正する。」
目次中「第五十九条」を「第六十条」に改める。
第五条第一項第一号及び第三号中「第八條第一項第二十一号」を「第八條第一項第二十五号」に改める。

第八條第一項中第三十三号を第三十七号とし、第十六号から第三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の四号を加える。

十六 道路法第三十九条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。及び同法第三十九条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により意見聴くこと。
十七 道路法第三十九条の四第一項又は第五

項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により、占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により落札者を決定すること。

十八 道路法第三十九条の五第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十九 道路法第三十九条の六第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により協議すること。

第八條第二項中、「第十五号、第二十三号又は第三十一号」を「から第十六号まで、第二十七号又は第三十五号」に、「同項第二十三号」を「同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により入札占用指針(当該道路の占用に関するものに限る。))を定めることに限り、前項第二十七号に、「道路法」を「同法」に改め、同条第三項中、「第十五号、第二十三号若しくは第二十七号」を「から第十六号まで、第二十七号若しくは第三十一号」に、「同項第二十三号」を「同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十七号に、「道路法」

を「同法」に、「第一項第三十一号」を「第一項第三十五号」に改め、同項ただし書中「又は第十五号」を「から第十六号まで」に改め、同条第四項中「第十六号まで、第十八号から第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十二号まで」を「第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十六号まで」に、「第九号から第三十二号まで」を「第九号から第三十六号まで」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十七号、第二十八号及び第三十二号」を「第十八号、第十九号、第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十六号」に、「又は承認を、承認又は認定に改め、同条第六項中「第二十七号又は第二十八号」を「第十八号、第十九号、第三十一号又は第三十二号」に、「又は承認を、承認又は認定」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項第十九号又は第二十九号」を「第一項第二十三号又は第三十三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う場合において、その権限が同項第十四号又は第十六号から第十九号までに掲げるものであるときは、当該権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認、占用入札のための調査その他の国土交通省令で定める事務を会社に委託しなければならない。

8 機構は、前項の規定により事務を委託する場合においては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第九条第一項第十一号中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第二十四号」に改める。

第十七条第一項中第三十号を第三十四号とし、第十二号から第二十九号までを四号ずつ繰

り下げ、第十一号の次に次の四号を加える。

十二 道路法第三十九条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十三 道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十五 道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

第十七条第二項中「第十九号、第二十三号又は第二十七号」を「第十二号、第二十三号、第二十七号又は第三十一号」に、「同項第十九号」を「同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、前項第二十三号」に、「道路法」を「同法」に改め、同項ただし書中「又は第十号」を「第十号又は第十二号」に改める。

第二十三条第三項中「会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはを平成二十七年九月三十日以前でなければ」に改める。

第三十三条中「第三十九条の下に、第三十九条の二第五項及び第三十九条の七第四項」を加え、「同条第一項を「同法第三十九条第一項」に、「とする」を」と、同法第三十九条の二第五項中「道路管理者である地方公共団体の条例指定区間内の国道にあつては、政令」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の七第四項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、「同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）」とあるのは「同項の政令」と、「当該条例又は当該政令」とあるのは「当該政令とする」に改める。

第三十五条中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十三号」に、「第十七条第一項第十五号」を「第十七条第一項第十九号」に改める。

第三十六条中「第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」に改める。

第四十二条第三項中「第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十五号」を「第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十号又は第十七条第一項第二十六号」を「第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十号」に改め、同条第四項中「第百七条」を「第百九条」に改める。

第五十九条中「第五十七条を「第五十八条」に改め、同条を第六十条とする。

第五十八条を第五十九条とし、第五十七条を第五十八条とし、第五章中同条の前に次の一条

を加える。

第五十七条 機構又は地方道路公社が第八条第一項第十八号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、当該機構又は地方道路公社の役員又は職員が、道路法第三十九条の五第一項の規定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談話を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る同法第三十九条の三第一項に規定する占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

（都市計画法の一部改正）

第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十一の見出し中「整備を一体的に」を「建築又は建設を」に改め、同条中「都市計画施設である道路（を「道路（都市計画において定められた計画道路を含み）」に改め、「整備と併せて当該都市計画施設である道路」を削り、「整備を一体的に」を「建築又は建設を」に、「当該都市計画施設である道路」を削り、「整備を一体的に」を「建築又は建設を」に、「当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、」を「であつて」に、「定めたものをいう。」を「定めもの」に改める。

第二十三条第七項中「都市計画施設である道路を管理することとなる」を「道路の管理者又は管理者となるべき」に改める。

第五十三条第一項第五号中「都市計画施設である」を削り、「道路の」を「道路（都市計画施設であるものに限る。）」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

第三十六条の二第二項中「都市計画施設(都市計画法第四十六条に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ)である」及び「都市計画施設である」を削り、同条第二項中「都市計画施設である」を削る。

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次のように改正)

第五条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

第十三条第一項第二号中「の内容」を「(特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。以下同じ。)を除き、」に、「限る。」を「限る。」の内容に改め、同項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定更新等工事の内容

第十三条第四項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第十四条第一項第二号中「の内容」を「(特定更新等工事を除き、」に、「限る。」を「限る。」の内容に改め、同項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定更新等工事の内容

第十四条第二項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第四項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることと見込まれるものであること。

第二十五条第一項中「第十二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第二項中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

第二十六条第一項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「第三号、第四号及び第七号」を「第四号、第五号及び第八号」に改める。

第三十一条第一項中「この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日」を「平成七十七年九月三十日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条(道路法第四十七条の七の改正規定を除く)及び第二条(道路整備特別措置法第二十三条第三項の改正規定を除く)の規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の道路法及び第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路の修繕に関する法律の一部改正)
第五条 道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第百七条」を「第百九条」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)
第六条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第三十九条第二項」の下に「第三十九条の二第五項」を加え、「第百七条」を「第百九条」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第七条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第一号及び第十項第二号中「第十三条第一項第七号」を「第十三条第一項第八号」に改める。

審査報告書

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十七日

内閣委員長 水岡 俊一
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているかどうか等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の実施に当たり、両国の国民の安全を強化するために重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的とするともに、国民の人権に

十分な配慮を行えるよう、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 被疑者として指紋を採取された者で米国に情報を提供された者のうち、無罪判決が確定した者については、必要かつ相当と認める場合には、被提供国たる米国に対し、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の協定(以下「協定」という。第十条一の規定に基づきその旨を通知するとともに、目的外使用又は第三国等への開示に同意しないよう、慎重な運用に努めること。

二 協定及び本法の実施に当たっては、国家公安委員会はその状況を適切に管理し、指紋提供件数、追加の情報の提供に至らなかった件数、追加の情報の提供を求められた件数について定期的な情報の提供を受け、必要な場合には、随時その実施状況の報告を求め、運用の適正を確保すること。

三 協定及び本法に基づく追加の情報等の目的外使用及び第三国等への開示の同意に当たっては、国家公安委員会はこれを適切に管理し、政府は、警察庁長官より国家公安委員会にできる限り事前に必要な報告をさせ、運用の適正を確保すること。また、当該同意については、その件数、内容等の運用状況を踏まえ、必要があると認められる場合、法的措置を含め、更なる運用適正化のための措置を講じること。

四 我が国が提供した追加の情報が、協定第八条5(1)の目的に基づき、我が国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがある場合には、警察庁長官は追加の情報の提供に当たっては、関係する省庁に意見を求めるなど、慎重に検討すること。

右決議する。

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度(日本国が、アメリカ合衆国政府の発行する旅券を所持する同国の国民の一部について、本邦への上陸に際し、外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官の査証を必要としないこととする制度及びアメリカ合衆国が日本国民について実施している同様の制度をいう。第八条において同じ。)の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 合衆国連絡部局 アメリカ合衆国政府が協定第三条一の規定により指定する国内連絡部局をいう。

二 指紋情報 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録された指紋をいう。

三 特定指紋情報 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により被疑者から採取された指紋に係る指紋情報をいう。

四 照合用電子計算機 特定指紋情報及び次に掲げる事項が記録されている警察庁長官の使用に係る電子計算機であつて、特定の者に係る指紋情報と特定指紋情報とを照合してその者に係る指紋情報が当該電子計算機に記録されているかどうか及び当該指紋情報が記録されている場合にあつては当該指紋情報に係る当該事項を確認することができる機能を有するものをいう。

イ 当該特定指紋情報により識別される者の氏名、生年月日、出生地、性別、身長又は体重
ロ 当該特定指紋情報により識別される者の刑事の処分の経歴
ハ 当該特定指紋情報に係る指紋の採取がされた年月日その他の当該指紋の採取に関する事項

(合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置)

第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機(合衆国連絡部局の使用に係る電子計算機をいう。以下この条において同じ。)より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されている旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によつて、協定第四条の規定による指紋情報に関する照会を受けたときは、照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送

信する方法によつて、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されており、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する者であるかを回答するものとする。

一 日本国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

二 刑事上の手続による身体の拘束を受けたことのある成人(満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。)であつて、当該身体の拘束を受けることとなつた事件について次のいずれかに該当するもの

イ 現に被告人である者

ロ 刑事訴訟法第二百四十八条の規定により公訴を提起しない処分を受けた者

ハ 公訴の提起又は公訴を提起しない処分のない者(刑事訴訟法第二百四十六条ただし書の規定により当該事件が検察官に送致されなかつた者及び少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十八条、第十九条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定を受けた者を除く。)

三 逮捕状が発せられており、かつ、所在が不明である成人のうち国家公安委員会規則で定めるもの

2 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されていない旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によつて、協定第四条の規定による指紋情報に関する照会を受けたときは、照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送信する方法によつて、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているかどうかを回答するものとする。

(合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置)

第四条 警察庁長官は、前条の規定により、特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録

されている旨(同条第一項の場合にあつては、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されており、かつ、その者が同項各号のいずれかに該当する者である旨)を回答した場合において、合衆国連絡部局から、協定第五条1の規定によるその者に係る追加の情報提供の要請を受けたときは、当該要請があつた時に現に照合用電子計算機に記録されている情報(第二条第四号イからハまでに掲げる事項に係るものに限る。)であつて、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。

2 警察庁長官は、前項の規定により合衆国連絡部局に対し情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該情報の利用に関する条件を定めるものとする。

(提供した情報の利用に係る同意等)

第五条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、前条の規定により提供した情報の利用に係る協定第八条5(2)の規定による同意又は第三条の規定により回答し、若しくは前条の規定により提供した情報の開示に係る協定第八条7の規定による同意を求められたときは、それらの内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を合衆国連絡部局に通知するものとする。

(国家公安委員会規則への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(情報の適切な管理のための措置)

第七条 警察庁長官は、照合用電子計算機に記録された特定指紋情報その他の第三条から第五条までの措置に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他これらの情報の適切な管理のために、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。)の高度化その他

の必要な措置を講ずるものとする。

(外務大臣の措置)

第八条 外務大臣は、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化する上で協定が果たす役割に鑑み、協定の実施に關し、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議するものとする。

(関係行政機関の協力)

第九条 警察庁長官、法務大臣及び外務大臣は、協定の実施に關し、相互に協力するものとする。

附 則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

(警察法の一部改正)

2 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

九 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に關する法律(平成二十六年法律第 号)第二条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に關すること。

第二十三条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成二十六年五月二十七日

総務委員長 山本 香苗
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うものとして、アメリカ合衆国政府と協議するものとして、
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方分権改革は、個性を活かし自立した地方をつくることを目指すものであり、今後とも住民が享受できる豊かさを實現するため、地方に対する義務付け・枠付けの更なる見直しを引き続き着実に推進するとともに、権限移譲、地方

二、事務・権限の移譲等に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、必要な支援を行うこと。また、事務・権限の移譲により影響を受けることとなる関係団体に対して、効果的な情報提供を行うこと。

三、移譲される事務の処理に關し、国又は都道府県が一定の関与を行う必要がある場合には、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮し、当該関与を必要最小限のものとすること。また、関与の内容は、地方の意見を十分反映したものとすること。

四、今回の検討対象とされながら移譲するに至らなかった事務・権限については、地方からの要望の多い分野を中心に、地方分権改革有識者会議等において、引き続き移譲に向けた検討を進めること。また、住民に分かりやすい情報発信に努めるなど広報・周知を徹底することにより、四次にわたる制度改革の効果が住民に広く還元されるよう最大限努力すること。

五、今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年四月二十五日
参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 伊吹 文明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年四月二十五日
参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 伊吹 文明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律

目次
第一章 内閣府関係(第一条・第二条)
第二章 総務省関係(第三条)
第三章 文部科学省関係(第四条・第九条)
第四章 厚生労働省関係(第十条・第三十三条)

第五章 農林水産省関係(第三十四条―第三十六条)

第六章 経済産業省関係(第三十七条―第四十一条)

第七章 国土交通省関係(第四十二条―第四十七条)

第八章 環境省関係(第四十八条)

附則

第一章 内閣府関係

(健康増進法の一部改正)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(食品表示法の一部改正)

第二条 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第十六条中(昭和二十二年法律第六十七号)を削る。

第二章 総務省関係

(放送法の一部改正)

第三条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項中「総務大臣」の下に「基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送(第百四十七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）」であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用い

て行われるもの(当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。)の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事」を加え、同条第二項中「総務大臣」を「当該届出をした総務大臣又は都道府県知事」に改める。

第百三十四条第二項中「その旨を総務大臣」の下に「小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者(以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。)の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事」を加え、「当該一般放送事業者」を「被承継人たる一般放送事業者」に改める。

第百三十五条第一項中「総務大臣」の下に「小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事」を加え、同条第二項中「総務大臣」の下に「小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事」を加える。

第百四十五条第二項中「総務大臣」の下に「小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第百七十四条並びに第百七十五条において同じ。」を加える。

第三章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第四条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の次に次の一項を加える。
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第五十四条第三項において「指定都市」という。)

の設置する高等学校及び中等教育学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第四十条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第五十四条第三項中「市町村」を「市(指定都市を除く。市町村)」、「都道府県」の設置する「市」を「都道府県又は指定都市の設置する」に改め、「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第九十四条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第五条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。を除く。）」を加え、同条第一号中「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」に、「特別支援学校教職員定数」を「都道府県特別支援学校教職員定数」に改める。

第二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項」を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第六条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第百条第二項中「の指定都市」の下に「(以下「指定都市」という。）」を加える。

第百十条第一項中「教育委員会」の下に「当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。」を加える。

第百三十三条中「教育委員会」の下に「当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会」を加える。

第百八十七条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第百八十八条第一項中「教育委員会」の下に「(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）」を加える。

第百九十二条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

(博物館法の一部改正)

第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「教育委員会」の下に「(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。」を加える。

第二十九条中「教育委員会」の下に「(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会」を加える。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第八条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「市」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。を除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条 国は、毎年度、各指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校に要する経費のうち、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職

員の給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各指定都市との国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公立の」を「都道府県又は市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する」に改め、「含む」の下に、次条第二項において同じ」を加え、同条第三項中「公立の」を「都道府県又は市町村の設置する」に改める。

第四条中「公立の」を「都道府県又は市町村の設置する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

第五条中(特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。を削り、「前条」を「前条第一項」に改める。

第六条の前の見出しを「(都道府県小中学校等

教職員定数等の標準)に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、「含む」の下に、以下この項において同じ)を加え、「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」とし、並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」に改め、「は」の下に「それぞれ」を、「おいては」の下に「各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数」とに)を加え、同条第二項中「第七条第一項第一号を「都道府県小中学校等教職員定数について、第七条第一項第一号」に改める。

第八条第三号中「市町村」を「市(特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)町村」に改める。

第十条の前の見出しを「(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、「含む」の下に、以下この項において同じ)を加え、「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」とし、並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」に改め、「は」の下に「それぞれ」を、「おいては」の下に「各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数」とに)を加え、同条第二項中「第七条第一項第一号を「都道府県小中学校等教職員定数について、第七条第一項第一号」に改める。

第八条第三号中「市町村」を「市(特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)町村」に改める。

第十条の前の見出しを「(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、「含む」の下に、以下この項において同じ)を加え、「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」とし、並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」に改め、「は」の下に「それぞれ」を、「おいては」の下に「各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数」とに)を加え、同条第二項中「第七条第一項第一号を「都道府県小中学校等教職員定数について、第七条第一項第一号」に改める。

第八条第三号中「市町村」を「市(特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)町村」に改める。

第十条の前の見出しを「(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、「含む」の下に、以下この項において同じ)を加え、「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」とし、並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」に改め、「は」の下に「それぞれ」を、「おいては」の下に「各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数」とに)を加え、同条第二項中「第七条第一項第一号を「都道府県小中学校等教職員定数について、第七条第一項第一号」に改める。

第八条第三号中「市町村」を「市(特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)町村」に改める。

第十条の前の見出しを「(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、「含む」の下に、以下この項において同じ)を加え、「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」とし、並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」に改め、「は」の下に「それぞれ」を、「おいては」の下に「各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数」とに)を加え、同条第二項中「第七条第一項第一号を「都道府県小中学校等教職員定数について、第七条第一項第一号」に改める。

第八条第三号中「市町村」を「市(特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)町村」に改める。

第四章 厚生労働省関係
(児童福祉法の一部改正)
第十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

第二項第一号の施設及び講習会の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十条第四項中「厚生労働大臣又は」を削り、同条第五項中「厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、」を削り、「その他の病院についてその」を「病院」に改め、同条第八項中「指定療育機関が」を「都道府県知事は、指定療育機関が」に改め、「厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が指定した指定療育機関については都道府県知事が」を削る。

第二十一条の三第一項中「(厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。を削り、同条第三項中「(都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。)」を削る。

第二十一条の五の二十五第二項第一号中「次号の下に「及び第三号」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長
第二十一条の五の二十五第三項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の

長」に改める。
第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十七第五項中「厚生労働大臣」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十九条の四第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法」を「指定都市及び地方自治法に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正)
第十一条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「厚生労働大臣の認定した」を「次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 厚生労働大臣 あん摩マツサージ指圧師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設
第二条第二項中「又は厚生労働大臣を、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条第三項中「又は厚生労働大臣を、厚生労働大臣又は同項の都道府県知事」に改める。

附則第十八条の二第一項中「厚生労働大臣の認定したの下に「あん摩マツサージ指圧師の養成施設若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の」を加える。

(食品衛生法の一部改正)
第十二条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第六項第三号及び第四号中「厚生労働大臣を「都道府県知事」に改める。

第六十六條中「第四十八條、第五十二條から第五十六條まで」を「第四十八條第八項、第五十二條、第五十三條第二項、第五十四條、第五十五條第一項、第五十六條」に改め、「の規定」及び「と読み替えるもの」を削る。

(理容師法の一部改正)

第十三條 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第十七條中「第四條」を「第三條第三項」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十四條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七條の四」を「第九十七條の三」に改める。

第五十條の四第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項を削る。

第五十條の十四第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項を削る。

第九十七條中「都道府県の区域を越える」を「地方厚生局の管轄区域を越える」に改め、「その他の組合については」の下に「主たる事務所の所在地を管轄する」を加える。

第九十七條の三を削り、第九十七條の四を第九十七條の三とする。

第一百條第一項第八号中「第五十條の四第一項」を「第五十條の四」に、「第五十條の十四第一項」を「第五十條の十四」に改める。

(保健師助産師看護師法等の一部改正)

第十五條 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律

第二百三十三号)第十九條第二号、第二十條第二号及び第二十一條第三号

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二條第五号

三 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十條第一号

四 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五條第一号

五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十四條第五号

六 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)第十一條第一号及び第二号並びに第十二條第一号及び第二号

七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二條第一項

八 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二條第五項第三号及び第四号

(歯科衛生士法の一部改正)

第十六條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(医療法の一部改正)

第十七條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二條の二第一項第四号中「都道府県」を「都道府県(二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県)」に改める。

第六十六條の二の次に次の一条を加える。

第六十六條の三 関係都道府県知事(医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設)の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者をいう。は、当該医療法人に対して適当な

措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができ。

第六十八條の二及び第六十八條の三を削る。

第六十九條から第七十一條までを次のように改める。

第六十九條 この章に特に定めるもののほか、医療法人の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十條及び第七十一條 削除

第七十一條の四を削り、第七十一條の三を第七十一條の四とする。

第七十一條の二の次に次の一条を加える。

第七十一條の三 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

(社会福祉法の一部改正)

第十八條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「養成機関」の下に「及び講習会」を加える。

(歯科技工士法の一部改正)

第十九條 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第二十條 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「の各号」を「に掲げる」に改め、同条第二号中「(附随して)」を「付随して」に改め、同条同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。

第三十五條第一項中「都道府県知事」の下に「(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八條第一項第二号において同じ。)」を加え、同条第二項中「市長」の下に「(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)」を加え、同条第三項中「附随する」を「付随する」に改める。

第三十八條第一項中は、次の各号に掲げる費用を「(婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十條第一項及び第二項第一号において同じ。)」は、次に掲げる費用(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。に改め、同条第二項中「市は」を「市(婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十條第二項第二号において同じ。)」に改める。

第四十條第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「もの」の下に「(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。)」を加える。

(美容師法の一部改正)

第二十一條 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二十條中「第四條第五項」を「第四條第三項」に改める。

(調理師法の一部改正)

第二十二條 調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。

附則第三項中「第三條第一項」を「第三條」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部改正)

第二十三條 次に掲げる法律の規定中「前四項」を「前各項」に、「事項は」を「事項で」、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは「に改める。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第四條第五項

二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)第五條第五項

三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第五條第五項(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二十四條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長」を加える。

第二十九條第一項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、同条第二項中「又は審査請求人」を「審査請求人又は再審査請求人」に改め、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改める。

第三十條中「市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がを」指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長が」に改める。

第三十二條中「都道府県知事」を削る。

第三十四條中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第二十五條 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條第四項中「厚生労働大臣又は」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、及びその他の」を削り、「についてその開設者を」の開設者に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二十六條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「事項は」を「事項で」、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは「に改める。

(製菓衛生師法の一部改正)

第二十七條 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第二十八條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條の六第三項中「規定により」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(次項及び第十六條第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。))を設置する場合には、当該指定都市を」を加え、同条第四項中「援助」の下に「指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び」を加える。

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(次項及び第十六條第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。))を設置する場合には、当該指定都市を」を加え、同条第四項中「援助」の下に「指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び」を加える。

第十六條第二項中「都道府県」の下に「及び指定都市」を加え、「職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校を」職業能力開発短期大学校等」に改める。

第三十條の二第二項中「都道府県の下に」又は指定都市」を加える。

第九十七條第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

(視能訓練士法等の一部改正)

第二十九條 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣が」を「都道府県知事が」に改める。

一 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四條第一号及び第二号

二 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四條第一号から第三号まで

三 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四條第一号から第三号まで

四 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四條第一号、第二号及び第四号

五 言語聴覚士法(平成九年法律第三十二号)第三十三條第一号から第三号まで及び第五号

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「又は厚生労働大臣を」又は都道府県知事」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七條第二号及び第三号並

びに第三十九條第一号から第三号まで

二 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七條第二号及び第三号

三 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)第三條中社会福祉士及び介護福祉士法第四十條第二項の改正規定

(介護保険法の一部改正)

第三十一條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の三第二項第一号中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「二以上の都道府県の区域」を「三以上の地方厚生局の管轄区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「すべての」を「全ての」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。))が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの。当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事

三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。))が一の地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域に所在するもの。指定都市の長

第百十五條の三第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第百十五条の三十三第二項中「厚生労働大臣」の下に「又は前条第二項第二号に定める都道府県知事」を加え、「同条第五項」を「次条第五項」に、「都道府県知事が」を「前条第二項第一号に定める都道府県知事が」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に」に、「同項」を「同条第一項」に、「又は都道府県知事」を「又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事」に改める。

第百十五条の三十四第五項中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に」を「厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を」に改める。

第百九十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、市町村長(指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第百三条の二において「中核市」という。)の長を除く。以下この項において同じ。)に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができ。

第百三条の二中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)」及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)」を「指定都市及び中核市」に改める。

第百三条の四及び第百七条第一項第二号中「第百九十七条第三項」を「第百九十七条第四項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正)

第三十二条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を改正する。

第百十五条の三十二第二項第一号中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「二以上の都道府県の区域」を「三以上の地方厚生局の管轄区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「すべての」を「全ての」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事

三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在するもの 指定都市の長

第百十五条の三十二第三項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第百十五条の三十三第二項中「厚生労働大臣」の下に「又は前条第二項第二号に定める都道府

県知事」を加え、「同条第五項」を「次条第五項」に、「都道府県知事が」を「前条第二項第一号に定める都道府県知事が」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に」に、「同項」を「同条第一項」に、「又は都道府県知事」を「又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事」に改める。

第百十五条の三十四第五項中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に」を「厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を」に改める。

第百三条の二中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)」及び同法を「指定都市及び地方自治法」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第三十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長

第五十一条の二第三項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十一条の三第二項から第四項まで及び第五十一条の四第五項中「厚生労働大臣」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十一条の三十一第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者(前号に掲げるものを除く。) 指定都市の長

第五十一条の三十一第三項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第五十一条の三十二第二項中「都道府県知事」の下に「以下この項及び」を、「関係市町村長との下に」指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事とを加え、同条第三項中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣又は指定都市の長」に改め、同条第四項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第百六条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」及び同法を「指定都市及び地方自治法」に改める。

第五章 農林水産省関係

(農林物資の規格化等に関する法律の一部改正)

第三十四条 農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長」を加える。

(農産物検査法の一部改正)

第三十五条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第三十七条又は第三十九条」を「第三十八条又は第四十条」に改め、同条を第四

十二条とし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条の前の見出しを削り、同条を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第三十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることが出来る。

(農地法の一部改正)

第三十六条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第五十九条の二 第十八条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びにこれらの事務に係る第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第六章 経済産業省関係

(採石法の一部改正)

第三十七条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「当該所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指

定都市(以下「指定都市」という。)の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三條の十七、第三十四條の六及び第四十二條から第四十二條の二の二までにおいて同じ。」を加える。

(商工会議所法の一部改正)

第三十八条 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第二項中「変更」の下に「(第二十五條第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。)」を加え、「添附し」を「添付し」に改め、同条に次の一項を加える。

5 会頭は、議員総会において定款の変更(第二十五條第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものを除く。)の決議があつたときは、経済産業省令で定める書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第七十三條第五項中「第四十六條第四項」を「第四十六條第二項中「変更(第二十五條第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。)」とあるのは「変更」と、同條第四項に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第八十四條の見出し中「都道府県の下に」又は「指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第九十一條中「各号」を削り、第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十六條第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(工業用水法の一部改正)

第三十九條 工業用水法(昭和三十一年法律第百

四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にあつては、指定都市の長。第三項を除き、以下同じ。)」を加える。

第二十二條の前の見出し及び同條第二項から第四項までの規定中「立入」を「立入り」に改め、同條第六項中「都道府県」の下に「(指定都市の区域内にあつては、指定都市)」を加え、「立入」を「立入り」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第四十條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

(採取計画の認可)

第十六條 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章(第二十八條第二項を除く。)及び第四十三條において同じ。)

二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等(河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第六條第一項に規定する河川区域(同法第五十八條の二第一項の規定により指定されたものを含む。)、同法第五十四條第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八條の三第一項に規定する河川保全立休区域をいう。以下同じ。))の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七條

に規定する河川管理者(同法第九條第二項若しくは第五項、第十一條第三項又は第九十八條の規定により、同法第二十六條第一項及び第二十七條第一項若しくは第五十五條第一項及び第五十八條の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。)

第二十八條第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の」及び「(以下「指定都市」という。))」を削る。

第三十三條中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四條第二項中「者又は」の下に「当該区域(指定都市の区域及び」を加え、「以外の区域」を「を除く。)」に改め、同條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域(河川区域等を除く。))において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第三十六條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「区域内の」の下に「指定都市の区域又は」を加え、「認可をした」の下に「指定都市の長又は」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項中「第十六條」の下に「(第二号に係る部分に限る。)」を加え、「又は」を「又は」に改め、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

第三十七條 指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域(河川区域等を除く。))において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

指定都市の長は、当該指定都市の区域において砂利採取業者が第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反していると認めるとき、又は第二十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

第三十七条第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第三十八条第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第四十一条の二中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第四十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第三項」を「第四項」に改める。

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)

第四十一条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第七章 国土交通省関係
(公有水面埋立法の一部改正)

第四十二條 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ)」を加える。
第五十一條各号列記以外の部分中「処理スルコトサレテイル」を「処理スルコトトサレタ

ル」に改め、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条第一号中「都道府県」の下に「又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項ノ指定都市」を加え、「処理スルコトトサレテイル」を「処理スルコトトサレタイル」に改め、同条第二号中「処理スルコトトサレテイル」を「処理スルコトトサレタイル」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第四十三條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一百一條第一項第一号中「又は国土交通大臣の所管に属する事業(政令で定めるものに限る。以下この号及び第五号において同じ。)」を削り、「又は国土交通大臣の所管に属する事業」とその他を「とその他に、(財務大臣又は国土交通大臣を「財務大臣」に改め、同項第五号中「又は国土交通大臣の所管に属する事業」を削り、「財務大臣又は国土交通大臣を「財務大臣」に改める。

(道路運送法の一部改正)
第四十四條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八條の見出し中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第一項中「第六十二條、第七十條第三号」を「第七十條第三号(使用料金の變更に係る部分に限る。)」に、「除く。」を「除く。以下この項において同じ。、前章に、(の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が、を「は、第四章に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事が、前章及び同条に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。第九十條第一項及び第二項において同じ。が、それぞれその一部を」に改める。

第九十條第一項中「地方運輸局長は、」を「地方運輸局長が、」「又は」を若しくはに、「ととき

は、を」とき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「取消しの処分」の下に「又は都道府県知事若しくは市町村長の権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分」を加える。

第九十五條の四中、「第六十二條」を削り、「第九十二條」を「同条」に改める。

(都市計画法の一部改正)
第四十五條 都市計画法(昭和四十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第一項中「同項第二号から第七号まで」を「同項各号」に改め、「都市計画」の下に「同項第一号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除き、同項第五号に掲げる都市計画にあつては」を加え、同条第二項中「おける」の下に「第六條の二第三項及び」を加え、「同項」を「これらの規定に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 指定都市の区域における第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。

第八十七條の二第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項の規定により読み替えて」を「第四項の規定により読み替えて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 指定都市(その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。)に対する第十八條の二第一項の規定の適用については、同項中「ものとする」とあるのは、「こと

ができる」とする。

(国土利用計画法の一部改正)

第四十六條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四條中「第二十三條から第三十二條まで、第三十五條、第四十一條を「第十二條、第十四條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十二條から第二十七條の九まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十五條、第四十一條に、(第二十三條から第三十二條まで、第三十五條、第三十九條を「第十二條から第十九條まで、第二十二條から第二十七條の九まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十五條、第三十九條」に改める。

(自動車運搬代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第四十七條 自動車運搬代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条第一項中「権限」の下に「に属する事務の一部を加え、(地方運輸局長に委任する」を「都道府県知事が行うこととする」に改め、同条第二項を削る。

第八章 環境省関係
(土壌汚染対策法の一部改正)

第四十八條 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「次項」を「第三項」に改め、「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六條第一項の調査(以下「土壌汚染状況調査等」という。)を行おうとする者を指定する場合にあつては環境大臣が、一の都道府県の区域において土

環境汚染状況調査等を行うとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

第四十条第二項中「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二十九条中「土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査(以下この章において「土壌汚染状況調査等」という。)」を「土壌汚染状況調査等」に改める。

第三十一条中「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第三十五条中「環境大臣」を「その指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下この章において「環境大臣等」という。)」に改める。

第三十六条第三項中「環境大臣」を「環境大臣等」に改め、「おいて、」の下に「その指定に係る」を加え、「指定調査機関に」を「当該指定調査機関に」に改める。

第三十七条第一項中「環境大臣」を「環境大臣等」に改める。

第三十九条中「環境大臣は、」を「環境大臣等は、その指定に係る」に、「その指定調査機関」を「当該指定調査機関」に改める。

第四十条中「環境大臣」を「環境大臣等」に改める。

第四十二条中「環境大臣は、」を「環境大臣等は、その指定に係る」に改める。

第四十三条中「環境大臣」を「環境大臣等」に改める。

第五十四条第五項中「環境大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「指定調査機関又は指定支援法人」を「その指定に係る指定調査機関」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度

において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十五条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第五十七条第二号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条第三号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。

第六十五条第一号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第六十六条第一号中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

第六十七条第三号中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十五条の規定並びに附則第六条、第七条及び第十八条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日

二 第十条(児童福祉法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の改正規定に限る。)の規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十六号の改正規定に限る。)の規定 平成二十八年四月一日

四 第五条、第八条及び第九条の規定並びに附則第三条、第四条、第十四条、第十五条及び第二十一条の規定 平成三十年四月一日までの間において政令で定める日

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の設置する高等学校又は中等教育学校に係る認可の申請は、第四条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。(市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法第一条の規定により都道府県が負担することとしている退職年金及び退職一時金(指定都市の設置する学校の職員に係るものに限る。)の負担については、なお従前の例による。

2 第五条の規定の施行の際現に指定都市の設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の職員である者の同条の規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。前記を受けた休職の処分若しくは懲戒処分又は一部施行日前の事案に係る懲戒処分に関しは、なお従前の例による。この場合において、一部施行日以後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定都市の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

3 一部施行日の前日において指定都市の設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の職員であった者であつて、同日において児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者の認定を受

けていたもの(同法第十条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この項において「特例給付」という。)の額の全部又は一部を支給されていなかった者及び同法第十一条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付の支払を一時差し止められていた者を除く。)が、一部施行日において引き続き当該指定都市の設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の職員として在職し、かつ、児童手当又は特例給付の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に關しては、一部施行日において同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の規定による当該指定都市の長又はその委任を受けた者の認定があつたものとみなす。この場合において、当該認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一部施行日の前日の属する月の翌月から始める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第八条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法(以下この条において「適用年度」という。)以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、適用年度の前年度以前の年度に係る経費につき適用年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

(道路運送法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の日前に第四十四条の規定による改正前の道路運送法第六十二条第一項の規定により行われた供用約款の認可の申請については、第四十四条の規定による改正後の道

路運送法第九十五条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四十五条の規定による改正前の都市計画法(以下この条において「旧都市計画法」という。)第十五条第一項第一号に掲げる都市計画

(一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除く。)の決定又は変更の手続で、第四十五条の規定の施行の際現に都道府県が旧都市計画法の規定に基づいて行っているもののうち、同条の規定の施行前に旧都市計画法第七十七条第一項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)
第七條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により行われている許可等の他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により行われている許可等の他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 医療に関する事務

別表第一公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の項第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の項及び医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の項を削り、同表文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)の項中「第百九十七條第三項」を「第百九十七條第四項」に改める。

(漁港漁場整備法の一部改正)
第十一條 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第八項中「都道府県知事」の下に「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。」を加える。

(港灣法の一部改正)

第十二條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項中「よる都道府県知事」の下に「(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。)」を加える。

(水産資源保護法の一部改正)

第十三條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「第十六條」を「第十六條第二号」に、「行なう」を「行う」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第五項中「掲げる」を「規定する」に改め、「よる都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長)」を加える。

第三十五条の二中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(へき地教育振興法の一部改正)

第十四條 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第七号)を削る。

第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。)」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
第十五條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「第五十八條第一項」及び「第五十八條第二項」を削る。

第四十七條第一項の表第十六條各号列記以外の部分の項及び第十六條第三号の項並びに第四十七條の五第五項中「第五十八條第一項」を削る。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

(登録免許税法の一部改正)
第十六條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七十一号及び第七十二号を次のように改める。

七十一	食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき十五万円
七十二	削除		

別表第一第八十六号(「中」更新)を「政令で定めるものに限り、更新に改め、同号(「及び」中「もの」を「変更登録で政令で定めるものに改め、同表第二百二十五号の三(「中」更新)を「政令で定めるものに限り、更新に改め、同号(「中」

「財務省令」を「政令」に改める。
(環境影響評価法の一部改正)
第十七條 環境影響評価法平成九年法律第八十一号の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項、第四十二條第三項及び第

四十五条第二項中「第八十七条の二第三項」を「第八十七条の二第四項」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第十八条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「第八十七条の二第三項から第八項まで」を「第八十七条の二第四項から第九項まで」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「これらの規定を同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」及び「同法第六十八條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を削る。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第二十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十一条から第十六条まで」を「第十二条、第十三条及び第十六条」に改め、同条第四項中「第十一条から第十六条までの規定及び」を「第十二条、第十三条及び第十六条の規定並びに」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条第一項中「公告の日」を「第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日(第四項を除き、以下単に「公告の日」という。)」に改め、同条第四項中「変更公告等の日において現にこれら」を「当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日(以下「変更公告等の日」という。))において現に第一項又は第二項」に改める。

第十三条中「及び第三項(いずれも同法第二十五條第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く。)」を「第三項及び第五項」に改め、「並びに第九十一条第二号の下に」及び「第三号」を、「同条第三項の下に」及び「第五項」を加え、「とする」を「と、同条第三号中「第四十六條第五項」とあるのは「第四十六條第五項(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とする」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第十七条中「第十一条第一項」、「及び母子保健法」を削る。

別表中「第十一条」を「第十二条、第十三条」に改め、同表第一号中「児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第五号中「調理師法第三條第一項第一号の調理師養成施設」の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第六号中「母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務」を「削除」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

附則第六項中「教育委員会」の下に「(当該学校が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六

十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。))の設置するものである場合にあっては、当該指定都市の教育委員会」を加える。

審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十七日

法務委員長 荒木 清寛
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、司法試験の試験科目の適正化及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図るため、短答式による筆記試験の試験科目を憲法、民法及び刑法とするほか、受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 我が国における法曹養成制度については、法曹志望者の減少という危機的な状況にあるにもかかわらず抜本的な改革が進んでいないことを踏まえ、有為な人材が数多く法曹を志望するよう、直ちに必要なる調査を実施して在るべき適切な法曹人口を把握した上、司法試験合格者数の削減等所要の方策を早急に検討し、速やかに実行すること。

二 司法試験の在り方について検討するに当たっては、法科大学院における教育及び司法修習と

の連携によるプロセスとしての法曹養成制度の理念を踏まえること。

三 予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況とが離れている点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずること。

四 法科大学院の入学者数の減少、法科大学院修了者の司法試験合格者の低率等、法科大学院の置かれている現状を直視し、法科大学院が所期の目的を十分に達成するため、その教育水準の改善に取り組んでいくこととなるよう、必要な対策を講ずること。

右決議する。

司法試験法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月十五日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

司法試験法の一部を改正する法律案
司法試験法の一部を改正する法律

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 刑法

第三条第二項第一号中「公法系科目」の下に「(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。)」を加え、同項第二号中「民事系科目」の下に「(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。)」を加え、同項第三号中「刑事系科目」の下に「(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)」を加える。

第四条第一項中「三回の範囲内で」を削り、同条第二項中「期間をいう。以下この項において同じ」を「期間をいう」に改め、後段を削る。

附 則

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

投票者氏名

日程第一 平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

日程第二 平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

日程第三 平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

日程第四 平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

日程第七 平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

日程第九 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

賛成者氏名

青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井 みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君

投票者氏名

猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みづほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敏三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君

三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
津田弥太郎君 田中 直紀君
津谷屋正義君 直嶋 正行君
長浜 博行君 難波 奨二君
西村まさみ君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
浜野 喜史君 林 久美子君
広田 一君 藤山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤本 祐司君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 水岡 俊一君
森本 真治君 安井美沙子君

反対者氏名

井上 義行君 江口 克彦君
行田 邦子君 田中 茂君
中西 健治君 松沢 成文君
松田 公太君 水野 賢一君
薬師寺みちよ君 山口 和之君

山田 太郎君
渡辺美知太郎君
和田 政宗君

日程第五 平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一九三名

青木 一彦君
赤石 清美君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井 みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩城 光英君
上野 通子君
衛藤 晟一君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山 さつき君
木村 義雄君
北川 イッセイ君
熊谷 大君
小坂 憲次君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
酒井 庸行君
島尻 安伊子君
島村 大君
世耕 弘成君
伊達 忠一君
高野 光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君

赤池 誠章君
有村 治子君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 潔君
尾辻 秀久君
大沼 みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子 原二郎君
岸 宏一君
北村 経夫君
小泉 昭男君
古賀 友一郎君
鴻池 祥肇君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
末松 信介君
関口 昌一君
高階 恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
豊田 俊郎君

中泉 松司君
中曾根 弘文君
中原 八一君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
堀井 巖君
堀立 昇治君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮本 周司君
森屋 宏君
山崎 力君
山田 修路君
山谷 えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
脇 雅史君
渡邊 美樹君
相原 久美子君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
江田 五月君
小川 敏夫君
大久保 勉君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
金子 洋一君
北澤 俊美君
小西 洋之君
小見山 幸治君

中川 雅治君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯 武史君
野上 浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
藤井 基之君
古川 俊治君
堀内 恒夫君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原 じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山本 一太君
吉川 ゆうみ君
若林 健太君
渡辺 猛之君
足立 信也君
有田 芳生君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大島 九州男君
大野 元裕君
風間 直樹君
神本 美恵子君
郡司 彰君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君

櫻井 充君
榎葉 賀津也君
津田 弥太郎君
那谷 屋正義君
長浜 博行君
西村 まさみ君
羽田 雄一郎君
羽野 喜史君
広田 一君
藤末 健三君
藤本 祐司君
前田 武志君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳澤 光美君
吉川 沙織君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
杉 久武君
谷合 正明君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
荒井 広幸君
主濱 了君
興石 東君

芝 博一君
田中 直紀君
徳永 エリ君
直嶋 正行君
難波 奨二君
野田 国義君
白 眞勲君
林 久美子君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
前川 清成君
牧山 ひろえ君
水岡 俊一君
安井 美沙子君
柳田 稔君
蓮 舫君
荒木 清寛君
魚住 裕一郎君
佐々木 さやか君
竹谷 とし子君
長沢 広明君
西田 実仁君
平木 大作君
山口 那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
浜田 和幸君
谷 亮子君

反対者氏名

四名

アノ下才猪木君
小野 次郎君
川田 龍平君
清水 貴之君
寺田 典城君
中山 恭子君
真山 勇一君

東 徹君
片山 虎之助君
儀間 光男君
柴田 巧君
中野 正志君
藤巻 健史君
室井 邦彦君

日程第六 平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百八十三回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二〇五名

青木 一彦君
赤石 清美君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井 みどり君
磯崎 陽輔君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 潔君
尾辻 秀久君
大沼 みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子 原二郎君
岸 宏一君
北村 経夫君
小泉 昭男君
古賀 友一郎君

赤池 誠章君
有村 治子君
石井 準一君
石井 正弘君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩城 光英君
上野 通子君
衛藤 晟一君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山 さつき君
木村 義雄君
北川 イッセイ君
熊谷 大君
小坂 憲次君
上月 良祐君

井上 義行君
田中 茂君
松田 公太君
薬師 寺みちよ君
山田 太郎君
渡辺 美知太郎君
市田 忠義君
吉良 よし子君
小池 晃君
大門 実紀史君
仁比 聡平君
福島 みずほ君
吉田 忠智君
山本 太郎君

行田 邦子君
中西 健治君
水野 賢一君
山口 和之君
和田 政宗君
井上 哲士君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
辰巳 孝太郎君
山下 芳生君
又市 征治君
糸数 慶子君

鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	有田 芳生君	石上 俊雄君	東 徹君	小野 次郎君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	片山虎之助君	川田 龍平君	岩城 光英君	宇都 隆史君
山東 昭子君	島尻安伊子君	江崎 孝君	江田 五月君	儀間 光男君	清水 貴之君	上野 通子君	江島 潔君
島田 三郎君	島村 大君	小川 勝也君	小川 敏夫君	柴田 巧君	寺田 典城君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
末松 信介君	世耕 弘成君	尾立 源幸君	大久保 勉君	中野 正志君	中山 恭子君	大家 敏志君	大沼みずほ君
関口 昌一君	伊達 忠一君	大島九州男君	大塚 耕平君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	大野 泰正君	太田 房江君
高階恵美子君	高野光二郎君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	荒井 広幸君	浜田 和幸君	岡田 直樹君	岡田 広君
高橋 克法君	滝沢 求君	風間 直樹君	金子 洋一君	主濱 了君	谷 亮子君	片山さつき君	金子原二郎君
滝波 宏文君	武見 敬三君	神本美恵子君	北澤 俊美君	奥石 東君		木村 義雄君	岸 宏一君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	郡司 彰君	小西 洋之君			北川イッセイ君	北村 経夫君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	小林 正夫君	小見山幸治君	反對者氏名	二九名	熊谷 大君	小泉 昭男君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	齋藤 嘉隆君	櫻井 充君	井上 義行君	江口 克彦君	小坂 憲次君	古賀友一郎君
中川 雅治君	中曾根弘文君	芝 博一君	榛葉賀津也君	行田 邦子君	田中 茂君	上月 良祐君	鴻池 祥肇君
中西 祐介君	中原 八一君	田中 直紀君	津田弥太郎君	中西 健治君	松沢 成文君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
長峯 誠君	二之湯 智君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	松田 公太君	水野 賢一君	酒井 庸行君	山東 昭子君
二之湯武史君	西田 昌司君	直嶋 正行君	長浜 博行君	薬師寺みちよ君	山口 和之君	島尻安伊子君	島田 三郎君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	難波 奨二君	羽田雄一郎君	山田 太郎君	和田 政宗君	島村 大君	末松 信介君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	白 眞典君	渡辺美知太郎君	市田 忠義君	井上 哲士君	世耕 弘成君	関口 昌一君
馬場 成志君	橋本 聖子君	林 久美子君	浜野 喜史君	吉良よし子君	紙 智子君	伊達 忠一君	高階恵美子君
藤井 基之君	福岡 資麿君	福山 哲郎君	羽田 健三君	小池 晃君	倉林 明子君	高野光二郎君	高橋 克法君
古川 俊治君	堀井 政人君	藤田 幸久君	藤末 健三君	大門実紀史君	田村 智子君	滝沢 求君	滝波 宏文君
堀内 恒夫君	堀井 巖君	前川 清成君	藤本 祐司君	仁比 聡平君	辰巳孝太郎君	武見 敬三君	柘植 芳文君
松平 新平君	舞立 昇治君	牧山ひろえ君	前田 武志君	福島みずほ君	山下 芳生君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
松山 政司君	丸川 珠代君	水岡 俊一君	増子 輝彦君	吉田 忠智君	又市 征治君	堂故 茂君	豊田 俊郎君
丸山 和也君	三木 亨君	安井美沙子君	森本 真治君	山本 太郎君	糸数 慶子君	中泉 松司君	中川 雅治君
三原しゅん子君	三宅 伸吾君	蓮 舫君	柳澤 光美君			中曾根弘文君	中西 祐介君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	荒木 清寛君	秋野 公造君	日程第八 平成二十四年度特別会計予算総則第二		二之湯 智君	長峯 誠君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	魚住裕一郎君	石川 博崇君	十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各		西田 昌司君	二之湯武史君
森 まさこ君	森屋 宏君	佐々木さやか君	河野 義博君	省各庁所管経費増額調書(その1)(第百八十三回		野村 哲郎君	野上浩太郎君
柳本 卓治君	山崎 力君	竹谷とし子君	杉 久武君	国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)		長谷川 岳君	羽生田 俊君
山下 雄平君	山田 修路君	谷合 正明君	河野 久武君	賛成者氏名	二一名	橋本 聖子君	馬場 成志君
山田 俊男君	山谷えり子君	新妻 秀規君	谷合 正明君	青木 一彦君	赤池 誠章君	福岡 資麿君	林 芳正君
山本 一太君	山本 順三君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	赤石 清美君	有村 治子君	藤川 政人君	藤井 基之君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	山本 香苗君	山本 信一君	井原 巧君	石井 準一君	堀井 巖君	古川 俊治君
若林 健太君	脇 雅史君	山口那津男君	山本 博司君	石井 浩郎君	石井 正弘君	舞立 昇治君	堀内 恒夫君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	若松 謙維君	アノト才猪木君	石井みどり君	石田 昌宏君	松村 祥史君	松平 新平君
足立 信也君	相原久美子君			磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	丸川 珠代君	丸山 和也君

平成二十六年五月二十八日 参議院會議録第二十五号 投票者氏名

三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
溝手 顯正君	宮沢 洋一君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大久保 勉君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君

反対者氏名

柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
アノトニオ猪木君	東 徹君
小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	中野 正志君
中山 恭子君	藤巻 健史君
真山 勇一君	室井 邦彦君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	荒井 広幸君
浜田 和幸君	主濱 了君
谷 亮子君	糸数 慶子君
興石 東君	

二五名

井上 義行君	江口 克彦君
行田 邦子君	田中 茂君
中西 健治君	松沢 成文君
松田 公太君	水野 賢一君
薬師寺ちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君

日程第一〇 平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)
賛成者氏名

仁比 聡平君	山下 芳生君
山本 太郎君	
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大沼みずほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
片山さつき君	金子原二郎君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川イツセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敏三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 祐介君

二〇七名

中原 八一君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 藏君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
溝手 顯正君	宮沢 洋一君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大久保 勉君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	田中 直紀君

津田弥太郎君	德永	中西	島田	小川	小川
那谷屋正義君	直嶋	松田	末松	勝也君	敏夫君
長浜 博行君	難波	松田 公太君	信介君	尾立	源幸君
西村まさみ君	野田	山田 太郎君	関口 昌一君	大島九州男君	大塚 耕平君
羽田雄一郎君	白	渡辺美知太郎君	高階恵美子君	高野光二郎君	加藤 敏幸君
浜野 喜史君	林	市田 忠義君	滝波 克法君	滝沢 求君	金子 洋一君
広田 一君	福山	吉良よし子君	高植 宏文君	武見 敬三君	北澤 俊美君
藤末 健三君	藤田	小池 晃君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	郡司 彰君
藤本 祐司君	前川	大門実紀史君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	小林 正夫君
増子 輝彦君	牧山ひろえ君	仁比 聡平君	豊田 俊郎君	中泉 松司君	斎藤 嘉隆君
森本 真治君	水岡 俊一君	福島みずほ君	中川 雅治君	中曾根弘文君	芝 博一君
柳澤 光美君	安井美沙子君	吉田 忠智君	中西 祐介君	中原 八一君	田中 直紀君
吉川 沙織君	蓮	山本 太郎君	長峯 誠君	二之湯 智君	徳永 エリ君
秋野 公造君	荒木 清寛君		二之湯武史君	野上浩太郎君	直嶋 正行君
石川 博崇君	魚住裕一郎君		羽生田 俊君	野村 哲郎君	難波 奨二君
河野 義博君	佐々木さやか君		馬場 成志君	橋本 聖子君	白 眞勲君
杉 久武君	竹谷とし子君		林 芳正君	福岡 資麿君	林 久美子君
谷合 正明君	長沢 広明君		藤井 基之君	藤川 政人君	福山 哲郎君
新妻 秀規君	西田 実仁君		堀内 俊治君	堀井 巖君	藤田 幸久君
浜田 昌良君	平木 大作君		堀下 恒夫君	舞立 昇治君	前田 武志君
矢倉 克夫君	山口那津男君		松山 新平君	松村 祥史君	増子 輝彦君
山本 香苗君	山本 博司君		松山 政司君	丸川 珠代君	水岡 俊一君
横山 信一君	若松 謙維君		丸山 和也君	三木 亨君	安井美沙子君
アトニ才猪木君	東 徹君		三原じゅん子君	三宅 伸吾君	柳田 稔君
小野 次郎君	片山虎之助君		水落 敏栄君	溝手 顕正君	蓮 舩君
川田 龍平君	儀間 光男君		宮沢 洋一君	宮本 周司君	荒木 清寛君
清水 貴之君	柴田 巧君		森 まさこ君	森屋 宏君	魚住裕一郎君
寺田 典城君	中野 正志君		柳本 卓治君	山崎 力君	佐々木さやか君
中山 恭子君	藤巻 健史君		山下 雄平君	山田 修路君	竹谷とし子君
真山 勇一君	室井 邦彦君		山田 俊男君	山谷えり子君	長沢 広明君
荒井 広幸君	浜田 和幸君		山本 一太君	山本 順三君	西田 実仁君
主演 了君	谷 亮子君		吉川ゆうみ君	吉田 博美君	平木 大作君
興石 東君			若林 健太君	脇 雅史君	山口那津男君
			渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	山本 博司君
			足立 信也君	相原久美子君	若松 謙維君
			有田 芳生君	石上 俊雄君	東 徹君
			石橋 通宏君	磯崎 哲史君	片山虎之助君
			江崎 孝君	江田 五月君	儀間 光男君

柴田	巧君	寺田	典城君	衛藤	晟一君	尾辻	秀久君	宮本	周司君	森	まさこ君	秋野	公造君	荒木	清寛君
中野	正志君	中山	恭子君	大家	敏志君	大沼みずほ君		森屋	宏君	柳本	卓治君	石川	博崇君	魚住裕一郎君	
藤巻	健史君	真山	勇一君	大野	泰正君	太田	房江君	山崎	力君	山下	雄平君	河野	義博君	佐々木さやか君	
室井	邦彦君	井上	義行君	岡田	直樹君	岡田	広君	山田	修路君	山田	俊男君	杉	久武君	竹谷とし子君	
江口	克彦君	行田	邦子君	片山さつき君		金子原二郎君		山谷えり子君		山本	一太君	谷合	正明君	長沢	広明君
田中	茂君	中西	健治君	木村	義雄君	岸	宏一君	山本	順三君	吉川ゆうみ君		新妻	秀規君	西田	実仁君
松沢	成文君	松田	公太君	北川イツセイ君		北村	経夫君	吉田	博美君	若林	健太君	矢倉	昌良君	平木	大作君
水野	賢一君	薬師寺みちよ君		熊谷	大君	小泉	昭男君	脇	雅史君	渡辺	猛之君	山本	香苗君	山口	博司君
山口	和之君	山田	太郎君	小坂	憲次君	古賀友一郎君		相原久美子君		有田	芳生君	横山	信一君	山本	博司君
和田	政宗君	渡辺美知太郎君		上月	良祐君	鴻池	祥肇君	石上	俊雄君	江崎	孝君	アノト才猪米君		東	徹君
荒井	広幸君	酒井	庸行君	佐藤	信秋君	佐藤	正久君	磯崎	哲史君	小川	勝也君	小野	次郎君	片山虎之助君	
主濱	了君	島尻安伊子君		島村	大君	末松	信介君	江田	五月君	尾立	源幸君	川田	龍平君	儀間	光男君
興石	東君	島田	三郎君	関口	昌一君	大久保	勉君	小川	敏夫君	大島九州男君		清水	貴之君	柴田	巧君
				伊達	忠一君	大塚	耕平君	加藤	敏幸君	大野	元裕君	寺田	典城君	中山	恭子君
				高野光二郎君		滝波	宏文君	金子	洋一君	風間	直樹君	真山	勇一君	井上	義行君
				滝沢	求君	柘植	芳文君	北澤	俊美君	郡司	彰君	行田	邦子君	中西	健治君
				武見	敬三君	鶴保	庸介君	小西	洋之君	小林	正夫君	松田	公太君	松田	公太君
				塚田	一郎君	豊田	俊郎君	小見山幸治君		斎藤	嘉隆君	山田	太郎君	薬師寺みちよ君	
				堂故	茂君	中川	雅治君	櫻井	充君	田中	直紀君	徳永	エリ君	直嶋	正行君
				中泉	松司君	中西	祐介君	榛葉賀津也君		津田弥太郎君		長浜	博行君	西村まさみ君	
				中曾根弘文君		長峯	誠君	二之湯武史君		野上浩太郎君		羽生田	俊君	馬場	成志君
				中原	八一君	二之湯	智君	野村	哲郎君	長谷川	岳君	橋本	聖子君	福岡	資鷹君
				西田	昌司君	藤川	政人君	堀井	巖君	堀内	恒夫君	松村	祥史君	松山	政司君
				丸川	珠代君	三宅	伸吾君	三宅	亨君	溝手	顕正君	宮沢	洋一君	水落	敏栄君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君
				三宅	仲吾君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君	宮沢			

日程第一三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 二二四名

青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曽根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君

西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
堀井 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 田中 直紀君
津田弥太郎君 徳永 エリ君
那谷屋正義君 直嶋 正行君

長浜 博行君 難波 樊二君
西村まさみ君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞敷君
浜野 喜史君 林 久美子君
広田 一君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤本 祐司君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 水岡 俊一君
森本 真治君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 佐々木さやか君
杉 久武君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
アトニ猪木君 東 徹君
小野 次郎君 片山虎之助君
川田 龍平君 儀間 光男君
清水 貴之君 柴田 巧君
寺田 典城君 中野 正志君
中山 恭子君 藤巻 健史君
真山 勇一君 室井 邦彦君
井上 義行君 江口 克彦君
行田 邦子君 田中 茂君
中西 健治君 松沢 成文君
松田 公太君 水野 賢一君
薬師寺みちよ君 山口 和之君
山田 太郎君 和田 政宗君
渡辺美知太郎君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
荒井 広幸君 浜田 和幸君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山本 太郎君

日程第一四 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君

伊達 忠一君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大久保 勉君	大島九州男君

大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	浜野 喜史君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	アトコ猪木君
東 徹君	小野 次郎君
片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君
中野 正志君	中山 恭子君
藤巻 健史君	真山 勇一君

室井 邦彦君	井上 義行君
江口 克彦君	行田 邦子君
田中 茂君	中西 健治君
松沢 成文君	松田 公太君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君
山口 和之君	山田 太郎君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
浜田 和幸君	主濱 了君
谷 亮子君	糸数 慶子君
興石 東君	山本 太郎君

反対者氏名

○名

戸籍謄抄本等の不正請求事件並びに本人通知制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十六年五月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿

尾立 源幸

戸籍謄抄本等の不正請求事件並びに本人通知制度に関する質問主意書
二〇〇五年に行政書士が複数の興信所と結託して職務上請求書を用いて大量に戸籍謄抄本等を交付請求した事件や二〇〇六年に興信所が市販の印鑑を用いて委任状を偽造して大量に交付請求した事件が発覚したことなどを受け、二〇〇七年に戸籍法が改正された。この改正で不正取得行為を刑罰の対象とし罰則を強化するとともに、第三者・

専門資格者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の八士業）が請求する際の条件が厳格に制限されたが、「本人通知制度及び交付請求者の個人情報開示制度の導入は見送られた。しかしながら、戸籍法が改正されて以降も、二〇一一年に愛知県警捜査員の戸籍謄抄本等が不正取得された容疑で探偵事務所や法務事務所の経営者、司法書士等関係者が逮捕される事件が発生（フライム総合法務事務所事件）したほか、全国的に大量に個人情報不正に取得した事件が発生している。これまで発覚しているだけでも約三万件を超える戸籍謄抄本・住民票等の不正取得が行われていること、また、逗子・ストーカー殺人事件においても役所から調査会社が巧妙な手口で被害者の住所を聞き出した事実が明らかになっている。

これら不正取得事件を受け、事前に登録した者に対して、第三者による戸籍謄抄本等の取得があつた場合に取得の事実を通知する「事前登録型本人通知制度」と、不正取得事件として確定した場合、被害者に対して不正取得の事実があつたことを伝える「被害告知型本人通知制度」が、全国各地自治体において導入・実施され始めている。しかしながら、地方自治体においては、制度のバラツキや法的リスクを懸念する声もあがつており、政府として個人情報保護、身元調査等の人権侵害の防止、被害者の救済に向け、早急に適切な措置を講じるべきと考える。

二〇〇七年の戸籍法改正に際して、衆議院法務委員会附帯決議（二〇〇七年三月二十三日）では「八 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いに照らし、第三者が不正に戸籍の謄抄本を交付請求することを防止する更なる措置の導入の是非について検討を行うこと」、参議院法務委員会附帯決議（二〇〇七年四月二十六日）でも「七 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いにも配慮し、戸籍謄抄本の不正請求・使用事案による

被害に伴う諸問題についての対応策を幅広く検討すること」が全会一致で決議されていることを踏まえ、以下質問する。

一 全国における戸籍謄抄本等の不正請求の被害状況について、政府として実態を把握しているのか。把握している場合、戸籍法第百三十三条の具体的な適用事例を含めて、被害状況を示されたい。また、把握していない場合、調査等による把握予定はあるのか。調査等を行う予定がない場合は、調査等を行わない理由を示されたい。

二 戸籍謄抄本等の不正請求の防止や被害者救済のために、政府としてこれまで講じた措置を具体的に示されたい。措置を講じていない場合、講じていない理由を明らかにされたい。また、被害状況調査並びに不正請求事件の実態把握を実施した上で、その結果を地方自治体等へ情報提供をするなど、不正請求の防止に向けた必要な措置を早急に講じるべきと考えるが、このような措置を講じる予定はあるのか。措置を講じる予定がない場合、その理由を明らかにされたい。加えて、被害者に対応する相談窓口の設置を始めとした救済措置を早急に講じるべきと考えるが、このような措置を講じる予定はあるのか。措置を講じる予定がない場合、その理由を明らかにされたい。

三 プライム総合法務事務所事件の公判記録では、容疑者らは不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っている事実が明らかとなっている。また、二〇二二年七月には、埼玉県桶川市の一市民が「事前登録型本人通知制度」に登録していたことから、不正取得が発覚し、東京都と鹿児島県の調査会社二人が逮捕され、行政書士が書類送検されている。

このことから「事前登録型本人通知制度」が不正請求の防止・抑止力になっていることは明らかであり、不当な目的に使用されたかどうか

の判断を、記載された本人が適切、迅速に行うための作業として「本人通知制度」を法定化し、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示する措置を講ずるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 全国各地方自治体で導入されている「事前登録型本人通知制度」について、①事前登録の仕方、登録期間、②対象となる証明書、③本人への通知方法、④通知の内容、特に交付請求者の氏名の公表など、その対応に自治体間で違いが出てきているところである。自治体によっては登録数が増加するに伴って、事務負担等の対応・処理能力の限界を超えることを危惧しているところも出てきている。国として、「事前登録型本人通知制度」並びに「事後通告型本人通知制度」に関して、全国各地方自治体における実施状況について早急に調査し、各地方自治体任せにするのではなく、戸籍法を改正する等の国の制度としての導入と地方自治体における必要な経費を国として補助できるよう早急に取り組むべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、このような取組を行う予定がない場合、その理由を明らかにされたい。

五 戸籍等交付窓口における交付請求の不当性の判断基準については、不当の判断、委任状交付の有無等を本人に確認することが確実であり、交付請求のあった事実を本人に通知する措置が最も有効と考える。戸籍等交付窓口で、交付請求が不当かどうかを何によって判断するのか、個人情報保護、人権尊重の理念を踏まえ、明確な判断基準を明らかにされたい。また、偽造委任状による不正請求を防止するため、本人通知制度の導入を始めとした委任状の正当性を確認する方法を統一する等の有効な措置を講じるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。措置を講じる予定のない場合、その理由を明らかにされたい。

六 八士業の職務上請求書の適正使用など、住民

票の写し請求等の厳正な取扱について政府として関係団体に対しどのような対応・働きかけを実施しているのか、要請事例や処罰事例を含め具体的に明らかにされたい。働きかけを実施していない場合、早急に八士業団体等に働きかけ、各士業団体での対応策や処罰事例を把握し、明らかにすべきと考えるが、その予定はあるのか。併せて調査における密行性を理由に、依頼者の氏名や受任事件名等を明らかにすべきではないとの意見があるが、戸籍謄抄本等が差別的対象に利用されている現実を直視し、一定期間をおいて入手した戸籍謄抄本等について廃棄することや戸籍謄抄本等の交付を請求したことを本人に通知すること、流用されない安全策の周知徹底等個人情報保護の原則を守るよう関係士業団体等に働きかけるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、戸籍謄抄本等の不正請求の再発防止に向けて、八士業による職務上請求時に疎明資料の添付や職務上請求書の様式の統一化、資格取得の厳格化や事件を引き起こした際の資格の剥奪等、関係省庁と連携した偽造防止策や啓発の強化等について有効な手立てを講じるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

さらに、戸籍謄抄本等を不正取得された被害者の取得請求理由について、地方自治体と連携して調査し、例えば、弁護士にのみ認められている仕事を行政書士が行っているケース等がないか実態調査を行うべきと考えるが、いかがか。また、このような調査を実施する予定がない場合、その理由を明らかにされたい。

七 法制審議会戸籍法部会「戸籍法の見直しに関する要綱案」についての検討事項(二)(案)(二)〇〇六年十一月二十一日の「八 交付すべき証明書(注三)では、①戸籍の抄本(個人事項)目的を達すると思われる場合に、市町村の窓口で抄本の請求にとどめるよう交付請求者に指導する扱いを正当化する通達等の発出は可能と考え

られる、②国・地方公共団体の機関、民間企業等につき、抄本で足りる場合には、その限度で提出を求める扱いとすべきこと、及びあらかじめどのような事項が記載された戸籍の抄本を取得、提出すればよいかが提出者に分かるようにすることについて、啓蒙を行うものとするとして、必要な事項に限定した公証制度への展望が示され、具体例として③パスポート申請が取り上げられ、旅券事務所に対して啓蒙を行うとも記されている。①の通達の発出、②の啓蒙、③の旅券事務所等への啓蒙について、具体例を示されたい。また、行っていない場合、その理由を明らかにした上で、法務省の責任で、戸籍の謄抄本の提出を求めている国、地方自治体の機関、民間企業等の実態把握と、抄本(個人事項証明書)や住民票記載事項証明書で足りるかどうかの具体的検討・指針作りを行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 探偵業の業務の適正化に関する法律(探偵業法)について、戸籍謄抄本等を不正入手する等の情報収集行為が「実地の調査」に当たらないことから同法に定義された探偵業務とはならず、現行法では規制できない状況にある。については事件の再発防止、人権侵害の防止の観点から、熊本県、福岡県、香川県、徳島県、大阪府等で制定されている部落差別調査を規制する条例等を踏まえ、調査業者に対する実効性のある規制が可能となるよう、早急に法改正を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、政府として関係団体等へ自主規制を行うよう働きかけ、指導するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。さらに、これまで政府として関係団体等に対する働きかけ・指導等を行ったことがある場合は、どのような働きかけ等を行ったのか明らかにされたい。

九 本年二月、大阪市職員が戸籍情報システムを悪用して橋下市長や著名人・同僚職員の戸籍をのぞいた問題が明らかとなり、現在、大阪市

が全庁的な調査を実施しているが、戸籍謄抄本や住民票等を発行する窓口職員のモラルや人権意識の希薄化が懸念されている。政府として、再発防止策に向けて必要な措置を講じるとともに、地方自治体と連携して窓口職員の人権教育・モラルの向上に向けた具体的施策を講じるべきと考えるが、その予定はあるか。予定がない場合、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員尾立源幸君提出戸籍謄抄本等の不正請求事件並びに本人通知制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員尾立源幸君提出戸籍謄抄本等の不正請求事件並びに本人通知制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「戸籍謄抄本等の不正請求」の意味するところが必ずしも明らかではないが、偽りその他の不正の手段による戸籍の謄本等の交付請求(以下「戸籍謄本等の不正請求」という。)に係る被害状況の実態については、法務省において法務局又は地方法務局を通じて市区町村から報告を受けるなどしてその把握に努めているところである。把握している戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百三十三条の規定を具体的に適用した事例としては、御指摘の「プライム総合法務事務所事件」などがある。

二及び六について

戸籍謄本等の不正請求の防止等のために講じた措置としては、市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局(以下「管轄法務局等」という。)において、当該市区町村の戸籍事務担当者に対する研修等の際に、個人情報

保護が必要とされている情勢に鑑み、いわゆる「戸籍公開の原則」を見直し、戸籍の謄本等を請求することができる場合を制限した平成十九年の戸籍法改正の趣旨を踏まえて戸籍謄本等の交付請求を認めるか否かを厳格に審査するよう指導している。また、法務省において、日本行政書士会連合会等の関係団体(以下「関係団体」という。)に対して戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)第十一条の二第四号に定める統一請求書の適正な管理等について適宜要請し、指導内容を行政書士等に周知するよう依頼しているほか、行政書士等が紛失するなどした統一請求書に関する情報を集約した上、管轄法務局等を通じてこの情報を全国の市区町村に提供するなどしている。

お尋ねの「住民票の写し請求等の厳正な取扱」に関する関係団体に対する働きかけ等については、総務省において、関係団体に対し、制度改正などの機会を捉えて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和六十年自治省令第二十八号)第十一条第二号に定める、関係団体が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類等の適正な管理等について、適宜要請している。

お尋ねの戸籍謄本等の不正請求の「実態調査」やその「防止に向けた必要な措置」、「個人情報保護の原則を守るよう関係士業団体等に働きかけること及び「関係省庁と連携した偽造防止策や啓発の強化等について有効な手立てを講じるべきこと」については、戸籍謄本等の不正請求の実態及びこれによる被害状況について、今後とも、市区町村等の関係機関と連携して情報の収集に努め、必要に応じて、この情報を全国の市区町村に提供するなどの措置を講ずるとともに、個人情報保護の観点から、引き続き、関係団体に対し、統一請求書等の適正な管理等に更に努めるよう働きかけ、戸籍謄本等の不正請求の防止に取り組んでまいりたい。

戸籍謄本等の不正請求に係る被害の相談については、市区町村や管轄法務局等において戸籍事務に関する相談として既に対応しているところ、引き続き、このような対応を適切に講じてまいりたい。

三及び四について

お尋ねの「本人通知制度」を法定化することについては、御指摘の「本人通知制度」を実施した場合においては、正当な理由に基づく戸籍謄本等の交付請求を萎縮させる効果が生じるおそれがあるほか、手続の密行性が求められる民事保全法(平成元年法律第九十一号)に基づく保全命令の申立てをしようにとする債権者の利益を害するおそれがあるとの指摘があること、市区町村に通知に係る事務処理上の負担が生じることなどから、御指摘の「本人通知制度」について立法的措置を講ずることや、お尋ねのように「全国各地方自治体における実施状況について早急に調査し」、「地方自治体における必要な経費を国として補助」することについては、政府としては考えていない。

五について

お尋ねの「戸籍等交付窓口における交付請求の不当性の判断基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戸籍謄本等の交付請求の要件は戸籍法第十条の二、第十条の三等で明確に定められており、交付請求がその要件に適合しなければ戸籍謄本等を交付しないこととなるものである。

偽造した委任状を用いた戸籍謄本等の不正請求の防止については、委任状がその作成名義人により作成されたものであるかを審査し、筆跡等に不審な点があれば調査することとなること、同条等の規定に基づき、現に請求の任に当たっている者を特定するために必要な事項を厳格に確認していること及び委任状の偽造等は、刑罰の対象となることから、お尋ねの委任状

の正当性を確認する方法を統一する等の」措置を講ずる予定はない。

七について

お尋ねの「①の通達の発出、②の啓蒙、③の旅券事務所等への啓蒙」に係る「具体例」については、法務省において、「戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍謄本等の公用請求等について(依頼)」(平成二十年五月十五日付け法務省民第一千四百二十八号法務省民事局総務課長通知)及び「戸籍法以外の法律の規定に基づく戸籍謄本の交付請求等について(依頼)」(平成二十二年六月二十八日付け法務省民第一千五百六十六号法務省民事局総務課長通知)を各府省庁に宛てて発出するなどし、国又は地方公共団体及びその関係機関が国民等から戸籍に関する情報の提出を求める場合における当該情報の範囲については、必要最小限にとどめることが望ましいことから、各種の手続の内容に応じ、戸籍に関する情報の提出を求める際には、可能な限り必要な事項のみを記載した戸籍の抄本等を利用することを推進するよう、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)を所管する外務省を含め、関係機関に対して協力を依頼しており、今後とも、必要に応じて、このような協力を要請してまいりたい。

八について

戸籍謄本等の不正請求により、戸籍の謄本等の交付を受けること等については、戸籍法等の法律の規定により禁止されており、現に請求の任に当たっている者の確認を始めとする戸籍謄本等の不正請求を防止するための仕組みも設けられていることから、取締りや現行法の規定の厳格な運用の徹底を図ることが重要であると考えている。

また、お尋ねの「関係団体等」及び「自主規制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察庁では、従来から、探偵業務における

調査の対象となる個人の権利利益の保護の徹底等について、加盟する探偵業者に指導を徹底するよう、探偵業者から成る業界団体に対して指導を行ってきたところであり、引き続き、必要な指導を行ってまいりたい。

市区町村の戸籍事務担当者による戸籍簿の不正な閲覧に係る事案の再発防止策については、管轄法務局等の職員による市区町村の職員に対する研修、市区町村の戸籍事務担当者を構成員とする全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会における法務省の職員による講演等を通じて、引き続き、戸籍に関する情報の適正な管理について指導してまいりたい。

ベトナムにおける反中国デモによる被害に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年五月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

ベトナムにおける反中国デモによる被害に関する質問主意書

平成二十六年五月四日に南シナ海にて発生した中国とベトナムの船舶衝突事案に関連して、五月十日、十一日にホーチミン市内において、十二日、十三日にはビンズオン省において中国側の行動に抗議するデモが発生している。

ビンズオン省におけるデモでは、デモ隊の一部が暴徒化し、中国企業に対する破壊行為にとどまらず、その近隣の日系企業の工場敷地内にもゲートを破壊して侵入して窓ガラス等の施設を破壊したほか、工場周辺を暴徒が取り囲んで企業関係者の脱出が困難になるなどの状況が報告されている。

今後しばらくは、ベトナム国内において同種事案の発生する可能性が排除されないが、ベトナム国内には多くの日本人が生活し、多数の日系企業が進出しており、現地の邦人保護に政府は最大限に努力すべきであると思われる。

このような観点から、以下質問する。

一 現在、ベトナム国内に在留している日本人は何名か。また、その中でホーチミン市、ビンズオン省に在留している日本人は何名か、具体的に示されたい。

二 現在、ホーチミン市、ビンズオン省に在留している日本人の所在把握等のみならず安全確認はできているのか、具体的に示されたい。

三 現在、ベトナムに進出している日系企業数及びその中でホーチミン市、ビンズオン省に進出している日系企業数を、具体的に示されたい。

四 ビンズオン省におけるデモ隊の一部が暴徒化して日系企業の工場等に被害を受けたと、外務省海外安全ホームページの「ホーチミン市及びビンズオン省における反中国デモに伴う注意喚起」に明記されているが、被害件数、人的被害の有無、損害額、休業補償の要否について、具体的に示されたい。

五 現在、ベトナムに進出している日系企業や従業員の法的権利と利益を守るために、最大限努力すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、邦人保護のために政府はどのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出ベトナムにおける反中国デモによる被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出ベトナムにおける反中国デモによる被害に関する質問に対する答弁書

一について

ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)における在留邦人数は、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条に基づく届出(以下「在留届」という。)によれば、本年五月二十一日現在、一万二千九百四十二名であり、そのうち、ホーチミン市における在留邦人数は六千五百七十九名、ビンズオン省における在留邦人数は百二十五名である。

二について

政府としては、在ホーチミン日本国総領事館を通じ、ホーチミン市及びビンズオン省における在留邦人の所在を在留届に基づき把握し、在ベトナム日本国大使館及び同総領事館を通じ、電子メール等により、治安状況等についての情報提供を行うとともに、当該在留邦人の安全確認を行つてきており、本年五月二十一日現在、在留邦人に対する被害は報告されていない。

三について

本年五月二十一日現在、ベトナムにおいて活動している日系企業等により組織されるベトナム日本商工会又はホーチミン日本商工会に所属している企業等の数は、合計千三百二十七法人であると承知している。これらの企業等には、両商工会に重複して所属しているものがあり得る。また、地域ごとの内訳については、正確に把握することは困難であるが、ホーチミン日本商工会によれば、ホーチミン市には約五百法人、ビンズオン省には約九十法人の日系企業等が進出しているとのことである。

四について

外務省としては、在外公館等を通じ、被害状況の把握に努めているところであるが、本年五月二十一日現在、二十五社の日系企業が窓ガラスが割られる等の被害に遭つたとの報告を受け

ている。なお、人的被害があったとの報告は受けていない。お尋ねの「損害額」及び「休業補償の要否」については、被害に遭われた日系企業との関係もあり、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。

五について

四について述べた状況を受け、政府としては、ベトナム側関係当局に対して遺憾の意を伝え、在留邦人及び日系企業等の安全確保を要請するとともに、関係者の処罰及び日系企業が被つた損害の救済について適切な対応を求めたところである。

また、在留邦人に対しては、二について述べたとおり、電子メール等により、治安状況等についての情報提供を行うとともに、当該在留邦人の安全確認を行つてきているほか、外務本省においては、本年五月十四日に「スポーツ情報」を発出し、在留邦人及びベトナムへの渡航者に対し注意喚起を行つたところである。

政府としては、引き続き、ベトナムにおける在留邦人及び日系企業等の安全の確保に遺漏なきを期していく考えである。

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号 独立行政法人国立印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
本号一部 二二六円
本体 二二〇円